第３章　災 害 予 防 計 画

地震・津波が発生した場合の被害の軽減を図るため、防災施設の整備、防災に関する教育訓練、その他災害予防を定め、その実施を図るとともに第４章「災害応急対策計画」に定める各種応急対策等を実施する上での体制を整備しておくものとする。

特に、災害時に、人命を守ること最優先に「孤立集落をつくらない」という視点と「逃げる」という発想を重視した防災対策と危機管理体制の強化などのハード・ソフトが一体となった取組である「防災公共」を推進する。

また、「八戸圏域８市町村国土強靭化地域計画」に基づき、大規模自然災害が発生しても、機能不全に陥らない、迅速な復旧・復興が可能な強靭な地域づくりを推進する。

第１節　調査研究

地震・津波災害は、様々な災害が同時に、広域的に多発するところに特徴があり、また社会・経済の進展に伴って災害要因が多様化し、災害の危険性が増大している。

こうした地震・津波災害による被害を軽減するため、地域の特性を正確に把握するとともに、国、県等との連携を図り、地震・津波に関する基礎的調査研究、被害想定に関する調査研究、及び防災対策に関する調査研究を行い、市の防災対策に資するものとする。

１　調査研究内容

⑴　地震・津波に関する基礎的研究

市内の自然条件、社会条件を調査分析し、防災面からみた自然的、社会的特性、災害危険性等を明らかにする。

また、地震観測を行うとともに、本県の地震・津波の履歴を調査分析する。

ア　地盤・地質等に関する調査

イ　液状化対策としての地形分類や浅部地盤データ収集及びデータベース化

ウ　建築物、公共土木施設等の現況調査

エ　地震・津波の履歴調査

オ　震度情報ネットワークによる地震の観測

カ　地震観測システムによる微小地震の観測

⑵　被害想定に関する調査研究

地震津波防災対策を具体化するための指標の設定、市民の防災意識の向上等のため、地震・津波に関する基礎的研究の成果を踏まえ、総合的な被害想定を行う。

ア　建築物被害想定

イ　公共土木施設被害想定

ウ　地盤被害想定

⑶　防災対策に関する調査研究

被害想定に関する調査研究の成果を踏まえ、重点的に整備・強化を行う建築物、公共土木施設、防災施設・設備等各種防災対策について調査研究し、防災対策の具体化を図る。

ア　地区別防災カルテの作成

イ　防災マップの作成

⑷　防災公共推進計画の推進

大規模災害時の想定危険箇所を把握するとともに、避難路、指定避難所等についての課題の洗い出しを実施した上で、県と市が一体となって最適な避難路・指定避難所等を地域ごとに検証し、現状に即した最も効果的な避難路、指定避難所等を確保するために必要な対策及びその優先度を検討し、防災公共計画を策定する。また、市民への周知や計画に位置付けられた施策について、順次実施し、その進捗状況を管理するなどのフォローアップ

を実施していく。

第２節　業務継続性の確保

市及び防災関係機関は、災害時の応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る。

１　実施内容

市及び防災関係機関は、実効性のある業務継続体制を確保するため、地域や想定される災害の特性等を踏まえつつ、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、代替施設等の検討などを行う。

特に、市は、災害時に災害応急対策活動や復旧・復興活動の主体として重要な役割を担うこととなることから、業務継続計画の策定等に当たっては、少なくとも首長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制、本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定、電気・水・食料等の確保、災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保、重要な行政データのバックアップ並びに非常時優先業務の整理について定めておくものとする。

また、躊躇なく避難指示等を発令できるよう、平時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁をあげた体制の構築に努めるものとする。

病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設の管理者は、発災後 72 時間の事業継続が可能となる非常用電源を確保するよう努めるものとする。

県、電気事業者等は、大規模な災害発生のおそれがある場合、それぞれが所有する電源車、発電機等の現在時点の配備状況等を確認の上、リスト化するよう努めるものとする。

第３節　防災業務施設・設備等の整備

［統括班、土木第一・二班、八戸消防本部、水道企業団、下水道班］

防災業務を担う施設、設備等の整備は、国、県、市、防災関係機関等が連携をとりつつ、それぞれの分野において実施する。

１　地震・津波観測施設・設備等

［対策推進班、土木第一・二班］

⑴　市及び防災関係機関は、観測に必要な施設及び設備の整備、点検及び更新を実施し、地震・津波観測体制の維持・強化を図る。

⑵　市は、緊急地震速報の受信に必要な設備の設置及び維持管理に努める。

○　地震・津波観測施設　（資料編　３－１）

２　消防施設・設備等

［八戸消防本部］

⑴　消防施設・設備等の整備

地震発生時における同時多発火災に対処できるよう、消防ポンプ自動車、消火栓、防火水槽、耐震性貯水槽（飲料水兼用）、火災通報設備その他の消防施設・設備の整備、改善及び性能調査を実施し、地震火災への即応体制の確立を図る。

特に、危険物災害、高層ビル火災等に対処するため、化学車、はしご車、消火薬剤等の

資機材の整備を図る。

⑵　消防ポンプ自動車等の整備

「消防力の整備指針」及び「消防水利の基準」に基づき、消防施設整備５か年計画による増強・更新を図るなどして整備する。

なお、消防力強化の基礎となる消防庁舎、消防車格納庫等さらには消火栓、防火水槽等の消防水利の設置整備に際しては、耐震性を十分考慮し、災害時における消防活動体制の整備確保に努める。

○　消防施設等の現況　（資料編　３－３）
○　消防ポンプ自動車等整備計画　（資料編　３－４）
○　消防水利整備計画　（資料編　３－５）

３　通信設備等

［統括班、八戸消防本部、水道企業団］

市及び各防災関係機関は、防災に関する情報の収集・伝達を迅速に行うため、衛星通信、青森県防災情報ネットワーク（IP 電話、文書データ伝送)、固定電話・ファクシミリ、携帯電話、衛星電話、インターネット、電子メール等最新の情報関連技術の導入に努めるとともに、民間企業、報道機関、市民等からの情報など多様な災害情報及び関連情報の収集体制の整備に努める。特に、災害時に孤立するおそれのある地域で停電が発生した場合に備え、衛星通信などにより、当該地域の住民と市との双方向の情報連絡体制を確保するよう努める。

市及びライフライン事業者は、Ｌアラート（災害情報共有システム）で発信する災害関連情報等の多様化に努めるとともに、情報の地図化等による伝達手段の高度化に努めるものとする。

市は、住民への情報伝達を迅速かつ的確に行うため、市防災行政無線等情報伝達網及び全国瞬時警報システム（Ｊ－ＡＬＥＲＴ)、災害情報共有システム（Ｌアラート）を整備（戸別受信機の整備を含む。）する。

また、それぞれの通信設備等を防災構造化するなどの整備改善に努めるとともに、これらの設備に被害が発生した場合に備え、非常用電源、予備機等の設置に努め、通信連絡機能の維持を図る。さらに、無線設備及び非常用電源の保守点検並びにこれらの設備の的確な操作技術の習得、専門的な知見・技術に基づく耐震性のある堅固な場所への設置等を図る。

なお、収集した情報を的確に分析・整理するため、人材の育成を図るとともに、必要に応じて専門家の意見を活用できるよう努める。

○　防災行政無線〔統括班〕　（資料編　３－６）
○　青森県防災情報ネットワーク〔県〕　（資料編　３－７）
○　消防無線〔八戸消防本部〕　（資料編　３－８）
○　水道無線〔水道企業団〕　（資料編　３－９）

４　水防施設・設備等

［土木第一・二班、下水道班］

市及び防災関係機関は、水防活動組織を確立し、重要水防区域、危険箇所等における具体的な水防工法を検討するとともに、水防活動に必要な水防資器材及びこれらを備蓄する水防センターの整備及び維持管理に努める。

○　各水防センター及び資材センターの資機材の備蓄状況　（資料編　３－１０）
○　排水ポンプ車等　（資料編　３－１１）

５　海上災害対策施設・設備等

［土木第一班、八戸消防本部、八戸海上保安部］

市及び関係機関は、大量流出油等の拡散防止、吸引、回収した流出油等の処理のための施設・設備及び流出油等の物理的、化学的処理のための資機材を整備、点検する。

○　流出油防除資機材　　（資料編　３－１２）
○　海上火災等対策用船舶　（資料編　３－１３）

６　救助資機材等

［八戸消防本部］

人命救助に必要な油圧切断機、救命ボート等の救助機械及び担架、救命胴衣等の救助用資機材、薬品等を整備、点検する。

○　救助資機材等　　（資料編　３－１４）

７　広域防災拠点等

［統括班］

大規模災害時に警察、消防、自衛隊等から派遣される要員のための活動拠点や救援物資搬送施設等のための防災拠点を確保する。

なお、他の被災市町村を支援する場合にも使用される広域防災拠点については、県との間で予め協定を締結する。

また、防災機能を有する道の駅を地域の防災拠点として位置付け、その機能強化に努める。

⑴　広域防災拠点等

No	施設等名	所在地	連絡先	面積（㎡）	駐車台数（台）		利用可能な設備の状況	区分	備　考
					（普通）	（大型）			
1	長根公園屋内ｽｹｰﾄ場	売市字輿遊下 3	43-9544	17,500	600	6	電源、電話、水道、トイレ、シャワー	一次物資拠点	活動拠点 物資拠点
2	新井田公園多目的広場	新井田西四丁目 1-1	25-9222	16,800	303	4	電源、水道、トイレ	二次物資拠点	活動拠点
3	南郷ｶｯｺｰの森ｴｺｰﾗﾝﾄﾞ ｸﾞﾘｰﾝﾄﾞｰﾑ南郷	南郷大字中野字高村 5-5	25-9222	4,000	315	5	電源、電話、水道、トイレ、シャワー	二次物資拠点	活動拠点 物資拠点
4	南郷ｶｯｺｰの森ｴｺｰﾗﾝﾄﾞ陸上競技場	南郷大字中野字高村 5-5	25-9222	15,000	0	0	電源、水道、トイレ	二次物資拠点	活動拠点
5	南郷ｶｯｺｰの森ｴｺｰﾗﾝﾄﾞ野球場	南郷大字市野沢字中市野沢 44-10	25-9222	10,000	0	0	電源、水道	二次物資拠点	活動拠点
6	南郷ｶｯｺｰの森ｴｺｰﾗﾝﾄﾞ体育館	南郷大字市野沢字中市野沢 44-10	25-9222	900	0	0	電源、電話、水道、トイレ、シャワー	二次物資拠点	活動拠点 物資拠点
7	新井田ｲﾝﾄﾞｱﾘﾝｸ	新井田西四丁目 1-1	25-9222	1,800	0	0	電源、電話、水道、トイレ、シャワー	二次物資拠点	物資拠点

8	長根公園 体育館	売市字輿遊下 3	25-9222	1,500	300	0	電源、電話、水道、 トイレ、シャワー	二次物資拠点	活動拠点 物資拠点
9	長根公園 ｽﾎﾟｰﾂ研修ｾﾝﾀｰ	売市字輿遊下 3	25-9222	500	0	0	電源、電話、水道、 トイレ	二次物資拠点	活動拠点
10	長根公園 野球場	売市字輿遊下 3	25-9222	12,000	0	0	電源、電話、水道、 トイレ	二次物資拠点	活動拠点
11	東運動公園 体育館	湊高台八丁目 1-1	25-9222	2,000	300	108	電源、電話、水道、 トイレ、シャワー	二次物資拠点	活動拠点 物資拠点
12	東運動公園 陸上競技場	湊高台八丁目 1-1	25-9222	15,000	0	8	電源、水道、 トイレ	二次物資拠点	活動拠点
13	東運動公園 野球場	湊高台八丁目 1-1	25-9222	12,000	0	8	電源、電話、水道、 トイレ	二次物資拠点	活動拠点
14	道の駅「なんごう」自動車駐車場	南郷大字市中野舘野 4-4	82-2902	7,160	129	7	防災拠点自動車駐車場	防災拠点自動車駐車場	活動拠点
15	屋内トレーニングセンター	大字河原木字谷地田 4	25-9222	13,600	100	3	－	その他	－
16	南部山健康運動公園	大字河原木字蝦夷館 3-6	25-9222	230,000	147	4	－	その他	活動拠点
17	八戸公園	大字十日市字天摩 33-2	96-4631	370,000	1,010	17	－	その他	活動拠点

※一次物資拠点は東青・西北・中南・下北地域で甚大な被害が発生した場合において、県が国や他県からの支援物資等を集積、分配するための拠点とする候補地の一つであり（三八地域以外の場所で災害が発生した場合に必ず開設されるものではないことに留意）、二次物資拠点は市内で災害が発生した場合に救援物資の受け取りや仕分け、避難所への配送を行うために市が開設する施設である。広域防災拠点の確保に関しては、「青森県広域防災拠点指針」及び「大規模災害発生時における広域防災拠点の確保及び使用に関する協定書」を参照。

※道の駅「なんごう」は令和４年３月 25 日に防災拠点自動車駐車場に指定されている。

※カッコーの森エコーランドの「グリーンドーム南郷」は遺体の一時保管場所となることに留意。

※上記施設のうち、八戸ガスとの「災害時における復旧活動の協力に関する協定書」により、長根公園、東運動公園、南部山健康運動公園、八戸公園がガス復旧活動拠点の候補地となっている。

※上記施設のうち、東北電力との「災害時における復旧活動の協力に関する協定書」により、長根公園（各屋内施設含む）、東運動公園（各屋内施設含む）、八戸公園、新井田公園（各屋内施設含む）、南部山健康運動公園（屋内施設含む）が電力復旧活動拠点の候補地となっている。

※上記施設のうち、八戸地域広域市町村圏事務組合との「災害時における緊急消防援助隊の活動に必要な拠点の確保に関する協定書」により、長根公園（各屋内施設含む）、東運動公園（各屋内施設含む）、八戸公園、新井田公園（屋内施設含む）、南部山健康運動公園（屋内施設含む）、カッコーの森エコーランド（各屋内施設含む）が緊急消防援助隊の活動拠点の候補地となっている。

８　その他施設・設備等

［土木第一・二班、下水道班、八戸消防本部、施設管理者］

⑴　市は、被災した道路、河川等の損壊の復旧等に必要な重機類を災害時に使用可能な状況としておくため、整備、点検、又は民間事業者との連携等に努める。

また、燃料、発電機、建設機械等の応急・復旧活動時に有用な資機材について、地域内の備蓄量、供給事業者の保有量の把握及び関係機関や民間事業者との連携に務める。

なお、燃料については、あらかじめ、石油販売業者と、燃料の優先供給について協定の締結を推進するとともに、平時から受注機会の増大などに配慮するよう努める。さらに、特に防災活動上必要な学校、公民館、道の駅などの公共施設等及び指定避難所（指定緊急避難場所に指定している施設を含む）を定期的に点検する。

また、災害応急対策への協力が期待される建設業団体等の担い手の確保・育成に取り組むものとする。

○　その他の施設・設備等　（資料編　３－１５）

⑵　市は、防災倉庫・防災資機材を整備する。

○　防災倉庫・防災資機材　（資料編　３－１６）

第４節　青森県防災情報ネットワーク

［統括班、八戸消防本部］

災害時における一般通信の輻輳に影響されない県独自の通信網を確保することにより、災害予防対策に役立てるとともに、災害時における迅速かつ的確な応急対策を実施するため、県、市町村（消防本部を含む。以下、この節において同じ。）及び防災関係機関を接続した青森県防災情報ネットワーク及び青森県総合防災情報システムの活用を推進するものとする。

１　青森県防災情報ネットワークの活用

県独自の防災専用回線として、光イーサ回線により県、市町村、防災関係機関を接続し、以下の機器により情報伝達を行う。

⑴　専用電話

ア　端末局間のＩＰ電話

イ　自治体衛星通信ネットワークによる衛星電話

⑵　文書データ伝送用端末

ア　端末局間の文書データ伝送

イ　青森県総合防災情報システムによる防災情報の伝送

２　青森県総合防災情報システムの活用

県は市町村及び防災関係機関と一体となって、「防災情報の統合化」、「防災情報の高度化」及び「防災情報の共有化」を基本方針とする青森県総合防災情報システムを活用するとともに、防災対策について有効に機能するよう充実を図る。

市は、青森県総合防災情報システムの活用を推進するため、操作担当者を２名以上定めるとともに、県が主催する研修会及び訓練に参加し、操作能力の習得・向上に努める。

また、県と協力しながら維持管理が万全となるよう努める。

⑴　防災情報の統合化

気象情報、河川情報、道路情報、環境放射線モニタリング情報等の各種個別システムによる防災情報を統合する。

⑵　各種防災情報の高度化

被害情報、措置情報等を視覚的に把握しやすいものとするため、被害情報等と地図データを連携させたＧＩＳを活用し、以下の情報を管理する。

ア　被害情報及び措置情報

イ　指定避難所情報

ウ　県防災ヘリコプター運航要請情報

⑶　防災情報の共有化

青森県防災情報ネットワークにより各機関を接続し、統合化・高度化された防災情報を県、市町村及び防災関係機関で共有する。

ア　青森県総合防災情報システム端末の設置

県の防災危機管理課、関係課、災害対策本部等並びに市町村及び防災関係機関に設置した青森県総合防災情報システム端末（青森県防災情報ネットワークの文書データ伝送用端末にて操作するものを含む。）により、防災情報を収集・伝達する。また、システムに登録された防災情報は、各機関において情報共有する。

イ　市民への情報提供

インターネットを活用し、危険箇所、指定避難所及び指定緊急避難場所（以下「指定避難所等」という。）の所在、防災啓発に関する情報等をホームページ等により市民に提供する。

青森県総合防災情報システムに入力された避難指示等や、指定避難所の開設等の情報は、県のホームページ及びＬアラートにて、住民へ伝達される。

３　市の災害対策機能等の充実

市及び防災関係機関は、青森県総合防災情報システムの活用等により、災害応急対策を実施する必要があることから、市は、必要な組織体制等を整備するとともに、情報システムなどの災害対策機能の充実を図る。

第５節　自主防災組織等の確立

［対策推進班、福祉班、八戸消防本部］

大規模な地震・津波災害が発生し、防災関係機関の活動が遅れたり、阻害されるような事態になった場合において、被害を最小限にとどめ、被害の拡大を防止するには、市民の自主的な防災活動組織である自主防災組織による出火防止、初期消火、被災者の救出救護、避難誘導等の活動が行われることが有効である。

このため、市は、市民等に対する自主防災組織結成のための働きかけ及び訓練、研修会等を通じた既存の自主防災組織の育成・強化を図る。

１　自主防災組織の現況

現在、自主防災組織は、現在各地区で組織され、防災活動を行っている。

今後は、地域の実情に応じた自発的な防災活動に関する計画（以下「地区防災計画」という。）に基づく効果的な防災活動ができるよう指導する。

○　市内自主防災組織一覧表　（資料編　３－１７）

○　八戸地域女性消防クラブ一覧表　（資料編　３－１８）

２　自主防災組織への支援

自主防災組織の結成は、地域が自主的に行うことを本旨としつつ、既存の連合町内会等を基にした組織の結成を積極的に支援するとともに、そのかなめとなり、災害対応活動に関する知識・技能及び実行力を有するリーダーの育成に努める。

その際、女性の参画の促進に努めるものとする。

⑴　自主防災組織が実施する防災訓練に対し、消防団等と連携して積極的に支援するとともに、地域住民が一致団結して、初期消火活動の実施及び障がい者、高齢者、外国人、乳幼児、妊産婦等要配慮者の安全を確保するための防災活動が効果的に行われるような協力体制の確立を図る。

⑵　自主防災活動を活発にするため、定期的な講習会の実施、モデル地域の紹介などを通じ、地域社会の中心的人材に対する防災知識の啓発を行うとともに、自主防災組織のかなめとなるリーダーの育成及び多様な世代が参加できるような環境の整備を図る。その際、自主防災組織への女性の参画促進に努める。また、防災リーダーの育成等に当たっては、自助、共助の取組が適切かつ継続的に実施されるよう、地震、津波災害、防災気象情報に関する専門家の活用を図るものとする。

⑶　平時においては自主防災組織の研修・訓練の場となり、災害時においては避難、備蓄等の機能を有する活動拠点となる施設の整備を図るとともに、消火、救助、救援のための資機材の充実を図るものとする。

３　事業所の自衛消防組織の設置の促進

法令により消防計画等の作成及び自衛消防組織の設置が義務付けられている事業所については、自主防災体制をより充実・強化するとともに、法令により義務付けられていない事業所についても設置を促進する。

なお、消防法（昭和 23 年法律第 186 号）第８条の２の５に基づく自衛消防組織、又は消防法第１４条の４に基づく自衛消防組織の設置が義務付けられている事業所は、次のとおりである。

⑴　学校、病院、工場、事業所、興行場、百貨店、複合用途防火対象物その他多数の者が出入し、勤務し、又は居住する防火対象物

⑵　第４類の危険物の製造所、一般取扱所及び移送取扱所の一部

４　自主防災組織の防災活動の推進

⑴　自主防災組織は、地区防災計画を策定するとともに、これに基づき、平時及び災害時において効果的で、かつ、要配慮者に配慮した防災活動を次により行う。

ア　平時の活動

(ｱ) 情報の収集伝達体制の確立

(ｲ) 防災知識の普及及び防災訓練の実施

(ｳ) 活動地域内の災害危険の把握

(ｴ) 火気使用設備器具等の点検

(ｵ) 防災用資機材の備蓄及び管理

(ｶ) 要配慮者の把握

(ｷ) 住宅用防災機器の設置促進

(ｸ) 地区防災計画の作成

イ　災害時の活動

(ｱ) 初期消火活動

(ｲ) 地域内の被害状況等の情報の収集、市民に対する避難指示等の伝達、避難誘導

(ｳ) 救出救護の実施及び協力

(ｴ) 集団避難の実施

(ｵ) 炊き出し及び救援物資の配分に対する協力

(ｶ) 指定避難所の開設・運営

⑵　自主防災組織は、連合町内会等の自治組織のほか、地域における婦人会、民生委員児童委員、消防団、子ども会、高齢者団体、地元ＰＴＡ、公園管理人、医療機関、社会福祉施設、ボランティア団体、事業者等と密接な連携を図りつつ幅広い協働により、福祉活動、防犯活動等といった活動を展開し、地域安全安心コミュニティの形成に努めるものとする。

５　消防署（分署、分遣所）地区担当制度

自主防災組織の活動支援を地域と密着して行うため、消防署（分署、分遣所）に担当地区を割り当てる消防署（分署、分遣所）地区担当制度を設ける。

消防署(分署、分遣所)地区担当制度は、消防団と緊密な連携のもとに運用するものとする。

６　消防団員の役割

消防団員は、防災に関する専門的な知識及び技能を発揮し、自主防災組織の活動において先導的な役割を果たすものとする。

７　事業所の防災活動の推進

事業所は、災害時において果たす役割（従業員及び顧客の安全確保、経済活動の維持並びに市民と一体となった災害防御活動）の十分な認識の下で、自衛消防組織を設置し、次により自主防災体制の確立を図る。

⑴　平時の活動

ア　情報の収集伝達体制の確立

イ　防災知識の普及及び防災訓練の実施

ウ　火気使用設備器具等の点検

エ　防災用資機材の備蓄及び管理

オ　地域防災活動への参加

⑵　災害時の活動

ア　初期消火活動

イ　救出救護の実施及び協力

ウ　顧客及び従業員の避難誘導

エ　その他

８　地区防災計画の提案

地区居住者等は、八戸市防災会議に対し、策定した地区防災計画を本計画に定めることを求めることができる。八戸市防災会議は、地区居住者等の主体性を尊重した上で、本計画に定める必要があるのかの判断を行い、必要を認めた場合には、当該地区防災計画を本計画に定めるものとする。

第６節　防災教育及び防災思想の普及

［各班共通、八戸消防本部］

地震・津波による被害を最小限に食い止めるには、防災に携わる職員の資質の向上と市民一人ひとりが日頃から地震・津波災害に対する認識を深め、災害から自己を守るとともにお互いに助け合うという意識行動が必要である。

このため、防災業務担当職員に対する防災教育の徹底及び市民に対する防災知識の普及を図るものとする。その際、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦、訪日外国人旅行者等の要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等、男女双方及び性的マイノリティの視点に配慮するよう努める。また、地域コミュニティにおける多様な主体の関わりの中で、防災に関する教育の普及促進を図る。

１　防災業務担当職員に対する防災教育

市は、防災業務担当職員の災害時における適正な判断力を養成し、及び職場内における防災体制を確立するため、研修会、検討会、現地調査等を通じて防災教育の徹底を図る。

なお、防災教育は、おおむね次のとおりである。

⑴　地震・津波災害についての一般的知識の習得
⑵　緊急地震速報を見聞きした場合の適切な対応に関する知識の習得
⑶　災害対策基本法を中心とした法令等の知識の習得
⑷　災害を体験した者との懇談会
⑸　災害記録による災害教訓等の習得

２　市民に対する防災思想の普及

⑴　市は、津波による人的被害の軽減を図る方策として、市民一人ひとりの避難行動が基本となることを踏まえ、津波警報等や避難指示等の意味と内容の説明のほか、自分は災害に遭わないという思い込み（正常性バイアス）が避難の妨げとなることなどの必要な知識が普及するよう、実践的な防災教育を実施するものとする。また、「自らの命は自らが守る」という意識を持ち、自らの判断で避難行動をとることや早期避難の重要性、地域の災害リスクととるべき避難行動等について住民の理解を促進するため、ハザードマップの作成・配布や学校における防災教育等を通じて、地域全体としての防災意識の向上を図るものとする。

なお、普及啓発の方法及び内容は、次による。

ア　普及啓発方法

(ｱ)　防災の日、防災週間、津波防災の日等における関係行事を通じて防災思想の普及を図るものとする。

(ｲ)　放送局、新聞社等の協力を得て、ラジオ、テレビ又は新聞で行う。

(ｳ)　防災に関するホームページ・パンフレット・ハンドブック・ポスター等を活用し

た普及啓発を行う。また、災害時にホームページが活用されるよう促す。

(ｴ)　防災に関する講演会等を開催する。

イ　普及内容

(ｱ)　基礎的な地震・津波災害に関すること

・我が国の沿岸は、どこでも津波が襲来する可能性があり、強い揺れ（震度４程度以上）を感じたとき、又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、迷うことなく迅速にできるだけ高い場所に避難すること、避難に当たっては、徒歩によることを原則とすること、自ら率先して避難行動をとることが他の市民の避難を促すことなど、避難行動に関する知識

・地震による揺れを感じにくい場合でも、大津波警報を見聞きしたら速やかに避難すること、標高の低い場所や沿岸部にいる場合など、自らの置かれた状況によっては、津波警報でも避難する必要があること、海岸保全施設等よりも海側にいる人は、津波注意報でも避難する必要があること

・津波の第１波は、引き波だけでなく押し波から始まることもあること、第２波、第３波等の後続波の方が大きくなる可能性及び数時間から場合によっては一日以上にわたり津波が継続する可能性があること、強い揺れを伴わず、危険を体感しないままに押し寄せる、いわゆる津波地震や遠地地震の発生の可能性など、津波の特性に関する情報

・地震･津波は自然現象であり、想定を超える可能性があること、特に地震発生直後に発表される津波警報等の精度には一定の限界があること、津波浸水想定の対象地域外でも浸水する可能性があること、指定緊急避難場所や指定避難所として指定された施設の孤立や被災もあり得ることなど、地震・津波に関する想定・予測の不確実性

(ｲ)　市民のとるべき措置に関すること

(a) 家庭においてとるべき次の措置

平時	災害時
・家庭における各自の役割分担 ・災害用伝言ダイヤル等による家族の安否確認方法 ・家具等重量物の転倒防止対策 ・消火器、バケツ等の消火用具の準備 ・住宅用火災警報器の設置 ・最低３日分、推奨１週間分の食料、水、携帯トイレ、トイレットペーパー等の備蓄 ・非常持出品（貴重品（通帳、保険証、現金）、服用している薬、携帯ラジオ、懐中電灯、乾電池等）の準備 ・指定避難所、避難路の確認 ・指定避難所における行動、警報等発表時や避難指示等の発令時にとるべき行動 ・家庭内における地震・津波発生時の連絡方法や避難ルールの取り決め ・ペット用の避難用品及び備蓄品の確保、ペットのしつけ及び健康管理、並びにペットが迷子にならないため	・身の安全の確保 ・テレビ（ワンセグメント放送を含む）、ラジオ、インターネット、ほっとスルメール、市、消防署、警察署等からの正確な情報の把握 ・緊急地震速報を見聞きした場合の適切な対応 ・津波警報等の発表時にとるべき行動 ・自動車や電話の使用の自粛 ・火の使用の自粛 ・灯油等危険物やプロパンガスの安全確保 ・初期消火 ・被災者の救出、救援への協力 ・炊き出しや救援物資の配分への協力 ・避難所運営への協力 ・その他

の対策（犬の鑑札、迷子札、マイクロチップ等による所有者明示） ・保険や共済等の生活再建に向けた事前の備え	

(b)職場においてとるべき次の措置

平時	災害時
・職場の防災会議による役割分担 ・職場の自衛消防組織の出動体制の整備 ・ロッカー等重量物の転倒防止対策 ・消火器、バケツ等の消火用具の準備 ・重要書類等の非常持出品の確認 ・防災訓練への参加 ・最低３日分、推奨１週間分の食料、水、携帯トイレ、トイレットペーパー等の備蓄 ・非常持出品（携帯ラジオ、懐中電灯、乾電池等）の準備	・身の安全の確保 ・テレビ（ワンセグメント放送を含む）、ラジオ、インターネット、市、消防署、警察署等からの正確な情報の把握 ・緊急地震速報を見聞きした場合の適切な対応 ・津波警報等の発表時にとるべき行動 ・自動車による出勤、帰宅等の自粛、危険物車両の運行の自粛 ・火の使用の自粛 ・危険物の安全確保 ・不特定多数の者が出入りする職場における入場者の安全確保 ・初期消火 ・被災者の救出、救護への協力 ・職場同士の相互協力 ・その他

⑵　公民館等の社会教育施設を活用し、研修会など、地域コミュニティにおける多様な主体の関わりの中で、防災に関する内容を組み入れ、市民に対する防災思想の普及推進を図る。

⑶　市は、国、県、防災関係機関等の協力を得て、市民の適切な避難、防災知識及び防災活動に資するよう次の施策を講じる。

ア　津波によって浸水が予想される地域について事前に把握し、指定緊急避難場所（津波避難ビル含む。）、指定避難所、避難路等を示す津波ハザードマップを作成し、市民に配布する。

イ　過去の災害又は今後予想される津波による浸水域　浸水高、指定緊急避難場所（津波避難ビル等を含む。）、避難路、避難階段の位置等を市内の至る所に示したり、蓄光石又はライトを活用して夜間でも分かりやすく誘導できるよう表示することにより、市民が日常生活の中で、常に津波被害の危険性を認知し、円滑な避難ができるような取組を行う。

　なお、浸水高等の「高さ」を示す場合には、過去の津波災害時の実績水位を示すのか、予測値を示すのか、あるいは数値が海抜なのか、浸水高なのかなどについて、市民に分かりやすく示すよう留意する。

ウ　地震防災マップを作成し、市民及び事業所に配布する。

エ　地震防災マップの作成に当たっては、住民も参加する等の工夫をすることにより、災害からの避難に対する住民等の理解の促進を図るよう努める。

オ　地域の実情に応じ、災害体験館等防災知識の普及に資する施設の設置に努める。

３　災害教訓の伝承

市は、過去に起こった大災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧できるよう努め、市民が災害教訓を伝承する取組を支援するものとする。また、国土地理院と連携して、自然災害伝承碑（災害に関する石碑やモニュメント等）の持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努めるものとする。

第７節　企業防災の促進

［統括班、対策推進班、商工班］

企業は、災害時に企業の果たす役割（従業員等の安全確保、二次災害の防止、事業の継続及び地域貢献・地域との共生）を踏まえ、施設利用者等の安全確保や機械の停止等による被害の拡大防止を図るため、企業防災に向けた取組に努める。

１　事業継続計画（ＢＣＰ）等の作成

企業は、自らの自然災害リスクを把握するとともに、リスクに応じた、リスクコントロールとリスクファイナンスの組合わせによるリスクマネジメントの実施に努めるものとする。具体的には、災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（ＢＣＰ）を策定・運用するよう努めるとともに、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化・耐浪化、損害保険等への加入や融資枠の確保等による資金の確保、予想被害からの復旧計画の策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上必要な取組を継続的に実施するなどの防災活動の推進に努めることが望ましい。

市は、事業継続計画（ＢＣＰ）作成の取組に資する情報提供を行うなど、管内企業の作成への取組を支援する。

市、八戸商工会議所及び南郷商工会は、事業継続力強化支援計画に基づき、中小企業等による事業継続力強化の取組を共同で支援し、防災・減災対策の普及を促進する。

２　防災意識の向上

市は、各企業のトップから一般職員に至る全社員の防災意識の向上を図るとともに、優良企業表彰、企業の防災に係る取組の積極的評価等により企業の防災力向上の促進を図る。

３　防災訓練等への参加

市は、企業を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練等への積極的参加の呼びかけ及び防災に関するアドバイスを行う。

第８節　防災訓練

［対策推進班、八戸消防本部］

災害時等における応急対策を迅速かつ的確に遂行するため、防災関係機関と市民の間における連絡協力体制を確立するとともに、防災体制の強化及び市民の防災意識の向上を目的として、計画的及び継続的な防災訓練を実施するものとする。

１　総合防災訓練の実施

市は、災害応急対策を迅速かつ的確に遂行するため、大規模地震・津波を想定した防災訓練を企画し、県その他の防災関係機関、公私の団体、自主防災組織、民間企業、ＮＰＯ・ボランティア等多様な主体の参画を得ながら、青森県総合防災情報システムを活用した総合防災訓練を実施する。この際、自主防災組織や要配慮者を含めた住民参加のもとでの夜間避難訓練、災害時応援協定締結業者等との通信途絶時の連絡調整訓練、大規模災害を想定した広域避難訓練等、実災害を想定した様々な条件設定に加え、感染症が流行している状況などの条件設定など、実態に即した訓練項目の実施に努める。

訓練の方法については、努めて人、物等を動かす実動訓練、状況付与に基づいて被害状況を収集・整理し、状況の予測又は判断若しくは活動方針の決定等を行わせる図上訓練等により実施する。

⑴　実施時期

原則として防災の日（９月１日）又は防災週間（８月３０日～９月５日）内、若しくは過去の大きな災害の発生日等、効果的な時期に実施する。

⑵　訓練内容

おおむね次のとおりとする。

ア　災害広報訓練
イ　通信訓練
ウ　情報収集伝達訓練
エ　津波警報伝達等訓練
オ　災害対策本部設置・運営訓練
カ　交通規制訓練
キ　避難・避難誘導訓練
ク　消火訓練
ケ　土砂災害防御訓練
コ　救助・救出訓練
サ　救急・救護訓練
シ　応急復旧訓練
ス　給水・炊き出し訓練
セ　隣接市町村等との連携訓練
ソ　指定避難所開設・運営訓練
タ　要配慮者の安全確保訓練
チ　ボランティアの受入れ及び活動訓練
ツ　その他災害想定に応じて必要と認められる訓練

⑶　留意事項

訓練の実施に当たっては、次の事項に留意する。

ア　最も早い津波の到達予想時間や最大クラスの津波の高さを踏まえた具体的かつ実践的な訓練を行う。
イ　緊急地震速報に関する訓練を取り入れ、地震発生時における対応行動の習熟を図るとともに、必要に応じハザードマップを活用して行う。
ウ　青森県総合防災情報システムを活用しながら、個別防災訓練を有機的に連携させると

ともに、大規模災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、関係機関と連携して、実践的な訓練とする。

エ　夜間等様々な条件に配慮するとともに、年１回以上実施するよう努める。

⑷　評価及び見直し

訓練終了後は評価を行って、課題、問題点等を明確にし、必要に応じて各種マニュアル、体制等を見直すものとする。

２　個別防災訓練の実施

市は、災害時において処理すべき事務又は業務を迅速かつ円滑に行うため、ブラインド方式の図上訓練も含め、地域の災害リスクに基づいた個別防災訓練を段階的、定期的に実施する。また、複合災害を想定した図上訓練や、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施するものとする。

なお、訓練内容は、おおむね次のとおりとし、訓練終了後は評価を行って、課題、問題点等を明確にし、必要に応じて各種マニュアル、体制等を見直すものとする。

⑴　通信訓練
⑵　情報収集伝達訓練
⑶　津波警報伝達等訓練
⑷　非常召集訓練
⑸　災害対策本部設置・運営訓練
⑹　避難・避難誘導訓練
⑺　消火訓練
⑻　救助・救出訓練
⑼　救急・救護訓練
⑽　水防訓練
⑾　水門・陸こう等の閉鎖訓練
⑿　指定避難所開設・運営訓練
⒀　給水・炊き出し訓練
⒁　その他市独自の訓練

３　防災訓練に関する普及啓発

個別防災訓練及び総合防災訓練の参加者となる市民に対して、市の広報誌等各種の媒体を通じた参加案内を行い、防災訓練への参加意識を高揚する。

また、市は地域の防災力を高めるため、市民自らが実施し、幅広い層が参加する防災訓練の普及に努めるとともに、市民と一体的に取り組む訓練の実施を推進する。

第９節　避難対策

［統括班、対策推進班、福祉班、保健衛生班、八戸消防本部、各施設管理者］

地震・津波災害時における市民の迅速かつ円滑な避難を確保するため、指定緊急避難場所及び指定避難所の指定、避難路等の選定、避難訓練及び避難に関する広報の実施並びに避難計画の策定等避難体制の整備を図るものとする。

また、大規模災害時の想定危険箇所を把握し、現状の指定避難所及び避難路等についての総合的な課題の洗い出しを実施し、県と一体となって最適な指定避難所や避難路等を地域ごとに検証し、現状に即した最も効果的な指定避難所及び避難路等を確保する。

１　指定緊急避難場所の指定

市は、大規模地震・津波が発生した場合に市民の生命及び身体を保護するため、次により指定緊急避難場所を指定する。

なお、指定緊急避難場所の整備に当たり、津波からの緊急避難先として使用するものについては、できるだけ浸水の危険性が低く、かつ、避難後においても孤立せず、津波の襲来状況によってはさらなる避難が可能となるような場所に整備するよう努めるものとする。また、専ら避難生活を送る場所として整備された指定避難所を指定緊急避難場所と誤解されないよう、両者の違いについて住民への周知徹底を図る。

指定緊急避難場所は、災害の想定等により、必要に応じて近隣市町村の協力により、近隣市町村に設けることができる。

⑴　指定緊急避難場所の基準

ア　避難者１人当たりの必要面積をおおむね２㎡以上とする。

イ　要避難地区の全ての市民（昼間人口や訪日外国人を含む旅行者等も考慮する。）が避難できるような場所を選定すること。

ウ　大規模な土砂災害、浸水などの危険のないところにする。

エ　土砂災害警戒区域等から外れたところとする。

オ　建築基準法に基づく新耐震基準を満たす施設とする。

カ　地区分けをする場合においては、町内会単位を原則とするが、主要道路、鉄道、河川等を横断して避難することはできるだけ避ける。

⑵　地震火災に対する指定緊急避難場所の基準

大規模地震に起因する火災が発生した場合、密集市街地での火災の延焼のおそれがあることから、地震火災に対する指定緊急避難場所の指定に当たっては、上記⑴に掲げる事項のほか、次の事項に留意する。

ア　大規模な火事の輻射熱等を考慮し、避難者の安全を確保できる十分な広さを有する公園、緑地、グラウンド（校庭）、その他公共空地を指定する。

イ　付近に大量の危険物等が貯蔵されていないところとする。

ウ　状況に応じて、他の指定緊急避難場所に移動が可能なところとする。

⑶　津波災害に対する指定緊急避難場所の基準

津波災害に対する指定緊急避難場所の指定に当たっては上記⑴に掲げる事項のほか、次の事項に留意する。

ア　海に通じる堰、沢等を渡る場所でないところとする。

イ　市民が短時間で避難できる場所とする。

⑷　道路盛土等の活用

指定緊急避難場所として利用可能な道路盛土等の活用について検討し、活用できる場合には、道路管理者等の協力を得つつ、避難路・避難階段の整備に努める。

⑸　臨時ヘリポートの確保

指定緊急避難場所が孤立するおそれが想定され、かつ救援物資等を空輸以外で輸送できない場合は、その周囲にヘリコプターが臨時で離着陸できる場所の確保に努める。

⑹　指定緊急避難場所の事前指定等

災害時における避難場所については、災害の危険が切迫した場合における緊急の避難場所である「指定緊急避難場所」と、被災者が一定期間滞在して避難生活をするための避難所である「指定避難所」とを区別して、順次指定していく。

２　指定避難所の整備等

避難者の良好な生活環境を確保するため、指定避難所の施設・設備等を整備する。なお、要配慮者、男女双方及び性的マイノリティの視点に留意し、それぞれのニーズの違い等に配慮するとともに、家庭動物の同行避難に留意するものとする。特に、性暴力やDV等の対象となりやすい女性や子ども等、又は周囲の理解不足により偏見にさらされやすい性的マイノリティにとって安心・安全な避難所となるよう、施設・設備の配置等に十分配慮するものとする。

各指定避難所の運営者は、指定避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家、ＮＰＯ・ボランティア等との定期的な情報交換に努めるものとする。

なお、指定管理施設が指定避難所となっている場合は、指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努めるものとする。

ア　施設・設備の整備

貯水槽、井戸、トイレ（仮設トイレ、移動式トイレ、マンホールトイレ、男女共用の多目的トイレを含む)、照明、換気設備、空調設備、通信設備等の整備に努める。また、停電対策のため、非常用電源の整備や、電力容量の拡大に努める。

イ　食料、飲料水、その他の資機材の整備

避難生活に必要な食料、飲料水、携帯トイレ、仮設トイレ、生活必需品、マット、簡易ベッド（段ボールベッドを含む)、間仕切り等の物資や、これらの物資の備蓄場所の確保に努めるとともに、テレビ、ラジオ等、避難者の災害情報の入手に資する機器等の整備に努める。また、停電時においても施設・設備の機能が確保されるよう、再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電機等の整備に努めるものとする。

ウ　指定避難所における感染症対策

感染症のまん延を防止するため、マスク、消毒液、パーティション、体温計、運営スタッフ用の防護具等、必要な資機材を備蓄するよう努めるほか、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウトの設定等の必要な措置を講じるよう努めるものとする。また、平時から、指定避難所のレイアウトや動線等を確認しておくとともに、感染症患者が発生した場合の対応を含め、平時から防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な場合には、ホテルや旅館等の活用等を含めて検討するよう努めるものとする。

⑴　指定避難所の指定

ア　被災者を滞在させるために必要となる適切な規模を有する施設とすること。

イ　地域的な特性や過去の教訓、想定される災害等を踏まえ、速やかに被災者等を受け入れることが可能な構造及び設備を有する施設であって、救援物資等の輸送が比較的容易な場所になるものとすること。

ウ　地区分けをする場合においては、町内会単位を原則とするが、主要道路、鉄道、河川等を横断して避難することはできるだけ避けること。

エ　指定避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な要配慮者のため、必要に応じて福祉避難所を指定するよう努めるとともに、民間賃貸住宅、旅館、ホテル等を避難所として借り上げるなど、多様な避難所の確保に努めること。特に、医療的ケアを必要とするものに対しては、人工呼吸器や吸引機等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮をするよう努めること。なお、指定避難所の指定に当たっては、施設管理者とあらかじめ協定を締結するものとする。

オ　福祉避難所として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあっては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、また、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されるものを指定すること。

カ　福祉避難所として指定避難所を指定する際には、あらかじめ受入れ対象者を特定して公示し、受入れを想定していない避難者が避難してくることがないようにすること。また、その公示を活用して、福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、要配慮者が、避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう努めること。

キ　感染症発生時等、指定避難所の受入人員に制限が必要な場合等において、避難者の受入れが困難となることを防ぐため、あらかじめ可能な限り多くの施設を指定避難所として指定すること。また、旅館やホテル等、指定避難所以外の施設等を避難所として開設することを想定しておくとともに、可能な者は安全な場所にある親戚や友人宅に避難するよう、住民に対し周知すること。

⑵　津波災害に対する指定避難所の指定

津波被害が予想される沿岸市町村は、津波災害に対する指定避難所の選定に当たっては上記⑴に掲げる事項のほか、次の事項に留意する。

ア　海に通じる堰、沢等を渡る場所にある施設としないこと。

イ　住民が短時間で避難が可能な場所とすること。

＜指定避難所等一覧＞

指定避難所等一覧は次のとおりである。

○　指定避難所等一覧　　（資料編　３－１９）
○　一時避難場所　　（資料編　３－２０）
○　広域避難場所　　（資料編　３－２１）
○　津波災害時に初動で開設する避難所一覧　（資料編　３－２２）
○　避難ビル　　（資料編　３－２３）
○　福祉避難所　　（資料編　３－２４）

＜指定避難所・避難路等位置図＞

指定避難所・避難路等位置図は、八戸市ホームページで公開している。

○　八戸市津波ハザードマップ
https://www.city.hachinohe.aomori.jp/soshikikarasagasu/bosaikikikanrika/2/1/2159.html

○　八戸市津波避難計画図
https://www.city.hachinohe.aomori.jp/soshikikarasagasu/bosaikikikanrika/keikaku_plan/4435.html

※災害の状況により、指定避難所のみで足りない場合、又は市区域内で適当な施設を確保できない場合は、隣接市町村等に対する避難所の提供の要請又は県有施設や民間施設等の使用措置を講じる。この際、施設管理者との使用方法等についての事前協議、輸送事業者等の事前協議等を実施しておくものとする。

※指定避難所の施設管理者は、あらかじめ避難者の受入体制及び支援体制の確保に努める。

３　標識の設置等

指定避難所及び指定緊急避難場所を指定したときは、居住者や観光客等の円滑な避難誘導及び当該場所の存在を平時から周知・啓発するため、案内標識や誘導標識を設置するよう努める。また、指定緊急避難場所は、災害の危険から命を守るために緊急的に避難する場所であり、災害の危険の及ばない場所又は施設を、洪水、津波、土砂災害等の災害の種類ごとに

指定するものであることから、日本産業規格に基づく災害種別一般図記号を使用し、どの災害の種別に対応した指定緊急避難場所であるかを明示するよう努める。

４　避難路の選定・整備

避難路の選定は、市街地の状況に応じて、市民が徒歩で確実に安全な場所へ避難できるよう次の事項に留意して避難路・津波階段を整備・確保し、その周知に努める。

なお、各地域において、津波到達時間、指定緊急避難場所までの距離、要配慮者の存在、避難路の状況等を踏まえて、やむを得ず自動車により避難せざるを得ない場合は、市は、避難者が自動車で安全かつ確実に避難できる方策をあらかじめ検討するものとする。検討に当たっては、八戸警察署と十分調整しつつ、自動車避難に伴う危険性の軽減方策とともに、自動車の避難には限界量があることを認識し、限界量以下に抑制するよう各地域で合意形成を図るものとする。

⑴　避難路は、おおむね８ｍ以上の幅員を有し、なるべく道路付近に延焼危険のある建物、危険物施設がないものとする。

⑵　地盤が耐震的で、地下に危険な埋設物がない道路とする。

⑶　避難道路は、相互に交差しないものとする。

⑷　津波や浸水等の危険のない道路とする。

また、各地域において、気候や避難路の状況を踏まえた上で、津波到達時間、指定緊急避難場所までの距離等の関係から、自転車により避難する必要性について検討し、可能な場合は具体的な方策を立てるものとする。

５　避難路及び指定緊急避難場所並びに指定避難所周辺の交通規制

地震・津波災害時における混乱を防止し、避難を容易にするため、必要に応じ、八戸警察署、三八地域県民局地域整備部と協力し、避難路、指定緊急避難場所及び指定避難所周辺の駐車場規制等の交通規制を実施する。

６　避難訓練の実施

市民の意識の高揚を図るため、定期的に避難訓練を実施する。また、感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施するものとする。

７　避難に関する広報

市民が的確な避難行動をとることができるようにするため、平素から次により広報活動を実施する。

⑴　指定緊急避難場所等の広報

指定緊急避難場所は災害種別に応じて指定がなされていること及び避難の際には発生するおそれのある災害に適した指定緊急避難場所を避難先として選択すべきであることについて、日頃から市民等への周知徹底に努めるものとする。特に、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合は、特定の災害においては当該施設に避難することが不適当である場合があることを日頃から市民等への周知徹底に努めるものとする。

また、市民に対して、指定避難所等に関する次の事項について、周知徹底を図る。

ア　指定避難所等の名称

イ　指定避難所等の所在位置

ウ　避難地区分け

エ　その他必要な事項

⑵　避難のための心得の周知徹底

市民に対して、次の避難に関する心得の周知徹底を図る。

特に、避難時の心得については、既に周辺で災害が発生している場合等、指定緊急避難

場所等への立退き避難はかえって危険を及ぼしかねないと住民自ら判断する場合には、近隣の安全な場所への避難又は屋内安全確保（その時点に居る建物内において、より安全な部屋等への移動）を行うべきことについて日頃から周知徹底に努める。

ア　避難準備の知識

イ　避難時の心得

避難行動への負担感、過去の被災経験等を基準にした災害に対する危険性の認識、正常性バイアス等を克服し、避難行動をとるべきタイミングを逸することなく適切な行動をとること

ウ　避難後の心得

⑶　指定避難所の運営管理に必要な知識の普及

市は、マニュアルの作成、訓練等を通じて、住民等が主体的に避難所を運営できるように配慮するよう努める。特に、夏季には熱中症の危険が高まるため、熱中症の予防や対処法に関する普及啓発に努める。

８　避難計画の策定

市は、次の事項に留意して避難計画を策定しておく。

⑴　避難指示等を発令する基準及び伝達方法

⑵　避難指示等を発令する発令対象区域（町内会又は自治会等、同一の避難行動をとるべき避難単位）並びに当該発令対象区域の世帯数、居住者数及び避難行動要支援者の状況並びに指定避難所の名称及び所在地

⑶　指定避難所への経路及び誘導方法

⑷　避難行動要支援者の適切な避難誘導体制

⑸　指定避難所における要配慮者のための施設・設備の整備

⑹　指定避難所開設に伴う被災者救援措置に関する事項

ア　給水措置

イ　給食措置

ウ　毛布、寝具等の支給措置

エ　被服及び生活必需品の支給措置

オ　負傷者に対する応急救護措置

カ　その他指定避難所開設に伴う通信機器、仮設トイレ、テレビ、ラジオ、マット、非常電源等の設備等の整備

⑺　指定避難所の管理に関する事項

ア　避難者受入中の秩序保持

イ　避難者に対する災害情報の伝達

ウ　避難者に対する応急対策実施状況の周知

エ　避難者からの各種相談の受付

オ　その他必要な事項

⑻　災害時における広報

⑼　自主防災組織等との連携

住民との円滑な避難のため、必要に応じて指定避難所等の開錠・開放について、自主防災組織等の地域コミュニティと連携して行う。

⑽　ホームレスの受入れ

指定緊急避難場所や指定避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努める。

９　広域一時滞在に係る手順等の策定

市は、大規模広域災害時に円滑な広域避難及び広域一時滞在が可能となるよう、災害発生

時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を策定しておく。

10　その他

⑴　市は、平時及び災害時における男女共同参画の視点を取り入れた防災対策に係る役割について、防災担当部署と男女共同参画担当部署が連携し明確化しておくよう努める。

⑵　市保健所は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の自宅療養者等の被災に備えて、平時から防災担当部局との連携の下、ハザードマップ等に基づき、自宅療養者等が危険エリアに居住しているか確認を行うよう努めるものとする。また、災害発生のおそれがある場合、防災担当部局との連携の下、自宅療養者等の避難の確保に向けた具体的な検討・調整を行い、自宅療養者等に対して情報を提供するよう努めるものとする。

第１０節　災害備蓄対策

［対策推進班］

災害時に必要な物資の備蓄は自助・共助によるところを基本とし、公助による備蓄は自助・共助による備蓄を補完する目的で行うものとする。

公助による備蓄に限界があることから、防災関係機関と連携し、住民に対して自助・共助による備蓄の重要性及びその実践について啓発を行い、住民の災害への備えを向上させるよう努める。

１　実施内容

⑴　自助・共助による備蓄

住民、自主防災組織、事業所等は、災害時に必要となる物資を備蓄する。

備蓄物資は、停電や断水でも使用可能な食料、飲料水、生活必需品等とする。特に冬期間を考慮し、停電時でも使用可能な暖房器具、毛布を準備することや、備蓄食品は米等だけではなく調理不要な非常食及び調理器具等を準備する。

また、自動車を保有する者は、自動車へのこまめな満タン給油に努める。

ア　家庭における備蓄

住民は、災害時に必要な物資を最低３日分、推奨１週間分備蓄する。

イ　自主防災組織等における備蓄

自主防災組織は、災害時に必要な物資を最低３日分、推奨１週間分備蓄する。

ウ　事業所等における備蓄

事業者は、災害時に必要な物資を最低３日分、推奨１週間分備蓄する。

また、従業員以外の施設利用者等に対する物資の備蓄についても配慮する。

⑵　公助による備蓄

・県及び市は、想定最大規模の被害想定を基礎とし、被災者の避難生活に必要な食料、飲料水、生活必需品、ブルーシート、土のう袋、感染症対策用品や避難所運営に必要な資機材を中心として備蓄する。

・住民の備蓄物資が被災し、使用できないことを想定し、被災者の避難生活に必要な物資を幅広く備蓄する。また、避難所運営に必要な資機材を備蓄する。

・物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、あらかじめ、備蓄物資や物資拠点の登録に努める。

・平時から災害時応援協定を締結した民間事業者等の連絡先の確認を行うとともに、訓練等を通じて、要請手続、物資の備蓄状況及び運送手段等の確認を行うよう努める。なお、備蓄の方法として、あらかじめ事業者に協力を依頼し、在庫の食料品や日用品等を災害用の基礎として活用する流通在庫備蓄について検討するものとする。

・市は、青森県災害備蓄指針を踏まえ、備蓄の整備方法を定めた災害備蓄整備計画を策定するなどにより、備蓄を推進する。

第１１節　津波災害予防対策

［統括班、対策推進班、土木第一・二班、都市計画班、水産班、観光班、八戸消防本部、ライフライン事業者、防災関係機関］

津波災害対策の検討に当たっては、

⑴　発生頻度は極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす最大クラスの津波

⑵　最大クラスの津波に比べて発生頻度が高く、津波高は低いものの大きな被害をもたらす津波

の２つのレベルの津波を想定することを基本とする。

最大クラスの津波に対しては、市民等の生命を守ることを最優先として、市民等の避難を軸に、市民の津波防災意識の向上及び海岸保全施設等の整備、浸水を防止する機能を有する交通インフラ等の活用、土地のかさ上げ、指定緊急避難場所（津波避難ビル等含む）及び避難路・避難階段の整備・確保等の警戒避難体制の整備、津波浸水想定を踏まえた土地利用又は建築制限等ハード・ソフトの施策を柔軟に組み合わせて総動員する「多重防御」による地域づくりを推進するとともに、臨海部の産業及び物流機能への被害の軽減等、地域の状況に応じた総合的な対策を講じるものとする。

比較的発生頻度の高い一定程度の津波に対しては、人命保護に加え、市民の財産の保護、地域の経済活動の安定化及び効率的な生産拠点の確保の観点から、海岸保全施設等の整備を進めるものとする。

１　海岸保全施設等の整備

［土木第一・二班］

津波災害による被害を最小限にとどめるため、国及び県の協力を得て、海岸堤防（防潮堤）、防波堤、防潮水門、海岸防災林等の海岸保全施設等の整備及び港湾の津波防災減災対策を行うとともに、地震発生後の防御機能の維持のため、耐震性の確保を図るものとする。

また、津波により海岸保全施設等が被災した場合でも、その復旧を迅速に行うことができるようあらかじめ対策をとるとともに、効果を十分発揮するよう適切に維持管理するものとする。

２　津波防護施設

県は、発生頻度が極めて低い最大クラスの津波が海岸保全施設等を乗り越えて内陸に侵入する場合に、浸水拡大を防止するための施設を、既存の道路、鉄道等に小規模盛土又は閘門を設置するなどの方法で、効率的に整備し、管理するものとする。

３　津波防災の観点からのまちづくりの推進

［土木第一・二班、都市計画班、水産班、統括班、対策推進班、ライフライン事業者］

⑴　津波に強いまちづくり

浸水の危険性の低い地域を居住地域とするような土地利用計画、指定緊急避難場所（津波避難ビル等を含む。）及び避難路・避難階段等の整備、都市計画と連携した避難関連施設の効率的・計画的整備、民間施設の活用による避難関連施設の確保、建築物や公共施設等の耐浪化等により、津波に強いまちの形成を図るものとする。この際、津波からの迅速かつ確実な避難を実現するため、徒歩による避難を原則として、地域の実情を踏まえつつ、できるだけ短時間での避難が可能となるようなまちづくりを目指すものとする。

また、行政関連施設、要配慮者に関わる施設等については、できるだけ浸水の危険性の低い場所に立地するよう整備するものとし、やむを得ず浸水のおそれのある場所に立地する場合には、建物の耐浪化、非常用電源の設置場所の工夫、情報通信施設の整備及び必要な物資の備蓄等により、施設の防災拠点化を図るとともに、津波による浸水の危険性の低い場所への誘導について配慮する。

なお、庁舎、消防署等災害応急対策上重要な施設の津波災害対策については、特に万全を期するものとする。

⑵　避難関連施設の整備

市は、住民が徒歩で確実に安全な場所に避難できるよう、避難路及び避難階段を整備し、その周知に努めるとともに、その安全性の点検及び避難時間短縮のための工夫・改善に努める。なお、避難路の整備に当たっては、地震の揺れによる段差の発生、避難車両の増加、停電時の信号滅灯等による交通渋滞、交通事故の発生等を十分考慮するとともに、地震による沿道建築物の倒壊、落橋、土砂災害、液状化等の影響により避難路が寸断されないよう耐震化対策を実施し、安全性の確保を図るよう努める。

⑶　ライフライン施設等の機能の確保

ライフラインの被災は、安否確認、住民の避難、救命・救助等の応急対策活動等に支障を与えるとともに、避難生活環境の悪化等をもたらすことから、国、県、市及びライフライン事業者は、上下水道、工業用水道、電気、ガス、石油・石油ガス、電話等のライフライン関連施設の耐浪性の確保を図るとともに、系統多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保を進めるものとする。

４　津波警報等、避難指示等の伝達体制の整備

［統括班、対策推進班、観光班、水産班、八戸消防本部］

⑴　津波警報等伝達の迅速化、確実化

所定の伝達経路及び伝達手段を点検整備し、休日、夜間、休憩時等における津波警報等伝達の確実化を図るため、要員を確保するなど防災体制を強化する。

⑵　避難指示等の発令基準の明確化

津波災害に対する住民の警戒避難体制として、津波警報等が発表された場合に直ちに避難指示を発令することを基本とした具体的な発令基準を設定するものとする。

⑶　通報・通信手段の確保

様々な環境下にある市民、要配慮者利用施設等の管理者等及び職員に対して津波警報等が確実に伝わるよう、関係事業者の協力を得つつ、市防災行政無線（同報系無線）、全国瞬時警報システム（Ｊ－ＡＬＥＲＴ）、Ｌアラート（災害情報共有システム）、テレビ、ラジオ（コミュニティＦＭ放送を含む。）インターネット、携帯電話（緊急速報メール機能、ほっとスルメールを含む。）、ワンセグ等を用いた伝達手段の多重化、多様化を図るとともに、海浜地への津波警報等伝達の浸透を図るため、サイレン、半鐘、広報車等の多様な手段を確保する。

⑷　伝達協力体制の確保

漁業協同組合、海水浴場の管理者、港湾工事施工者及び自主防災組織の責任者等とあらかじめ津波警報等の伝達に関し協議を行い、これらの者との協力体制を確保する。

⑸　津波警報伝達等訓練の実施

津波警報伝達等を迅速かつ確実に行うため、原則として毎年１回、伝達等訓練を企画し、防災関係機関の参加のもとに実施する。

５　津波監視体制等の確立

［統括班、対策推進班、観光班、水産班、八戸消防本部］

⑴　発災時に消防団員等が海岸へ直接津波を見に行くことなどを防止するため、沿岸域において津波襲来状況を把握する津波監視システムの整備を図る。

⑵　過去の津波災害の状況及び海岸の形状等から津波による被害が想定される地域を設定する。

６　津波警戒の周知徹底

［統括班、対策推進班、観光班、八戸消防本部、防災関係機関］

防災関係機関は、チラシ、看板等あらゆる手段・機会を活用し、住民等に対し津波警戒に関する次の事項の周知徹底を図る。

特に、海水浴シーズン、観光シーズンにおいては、津波に対する心得や当該地域の津波の危険性等についての啓発を実施する。

⑴　市民（観光客、海水浴客、釣り客等を含む）

ア　強い揺れ（震度４程度以上）を感じたとき又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、直ちに海岸から離れ、急いで高台等に避難する。
イ　正しい情報をラジオ、テレビ、インターネット、ほっとスルメール、防災行政無線、広報車などを通じて入手する。
ウ　地震を感じなくても、大津波警報・津波警報が発表されたときは直ちに海岸から離れ、急いで高台等に避難する。
エ　津波注意報でも、海岸保全施設の海側には入らない。
オ　津波は繰り返し襲ってくるので、津波警報等の解除まで気を緩めずに上記ア～エの措置をとる。

⑵　船舶
ア　強い揺れ（震度４程度以上）を感じたとき、又は弱くても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、直ちに港外（水深の深い、広い海域。以下地震・津波災害対策編において同じ）に退避する。
イ　正しい情報をラジオ、テレビ、無線等を通じて入手する。
ウ　地震を感じなくても、津波警報等が発表されたときは、すぐ港外退避する。
エ　港外退避できない小型船は、高い所に引き上げて固縛するなど最善の措置をとる。
オ　津波は繰り返し襲ってくるので、津波警報等の解除まで気を緩めずに上記ア～エの措置をとる。
カ　港外退避、小型船の引き上げ等は、時間的余裕がある場合のみ行う。

７　津波避難計画の策定

次の事項に留意して津波避難計画を策定する。

⑴　津波浸水想定区域図
⑵　津波避難対象地域の指定等
⑶　指定緊急避難場所の指定等
⑷　避難誘導等に従事する者の安全確保
⑸　初動体制（職員の参集等）の整備
⑹　津波警報等、津波情報等の収集・伝達方法等の確保
⑺　避難指示の発令時期及び発令基準
⑻　指定緊急避難場所、避難路
⑼　津波防災対策の啓発・教育
⑽　津波避難訓練
⑾　その他津波避難対策のための措置

八戸市津波避難計画は、八戸市ホームページで公開している。
○八戸市津波避難計画
https://www.city.hachinohe.aomori.jp/soshikikarasagasu/bosaikikikanrika/keikaku_plan/4435.html

８　津波災害警戒区域

県は、津波浸水想定を踏まえ、住民等の生命又は身体に危害が生じるおそれがあると認められる区域を津波災害警戒区域に指定し、津波発生時の警戒避難体制の整備に努めるものとする。

市は、津波災害警戒区域の指定のあったときは、本計画において、当該区域ごとに、津波に関する情報、予報及び警報伝達に関する事項、避難場所及び避難経路に関する事項、津波避難訓練に関する事項又は主として防災上の配慮を要する者が利用する社会福祉施設、学校、医療機関の名称及び所在地等について定めるものとする。

本計画に名称及び所在地を定められた主として防災上の配慮を要する者が利用する社会福祉施設、学校、医療施設等の所有者又は管理者は、施設利用者の円滑かつ迅速な避難を確保するため、防災体制及び情報の収集・伝達に関する事項、避難誘導に関する事項、避難訓練及び防災教育に関する事項等を定めた避難確保計画の作成・公表、当該避難確保計画に基づく避難訓練を実施するものとし、作成した避難確保計画及び実施した避難訓練の成果につい

て市長に報告するものとする。

第１２節　火災予防対策

［八戸消防本部、社会教育班、建築指導班］

地震発生時の火災の同時多発等による被害の拡大を防止し、市民の生命、身体及び財産を火災から保護するため、建築物の防火対策の推進、防火思想の普及、消防体制の充実強化等を図るものとする。

１　建築物の防火対策の推進

⑴　建築物の不燃化

公共建築物は原則として耐火建築とし、その他の建築物についても、市は不燃及び耐火建築の推進を指導する。

⑵　防火管理体制の確立

消防機関は、劇場、病院、百貨店、ホテル等の防火対象物に対し、防火管理者の選任・届出、消防計画の作成、消火・通報・避難訓練の実施、消防用設備等の設置及び防炎性を有する物品の使用を指導するとともに、自主的な防火管理体制を確立させる。

⑶　消防用設備等の設置及び維持管理の徹底

消防機関は、火災から人命を保護するため、防火対象物に対する消防用設備等の適正な設置及び維持に係る指導を徹底する。

⑷　予防査察指導の強化

消防機関は、火災発生を未然に防止するため、防火対象物、危険物製造所等に対し、計画的かつ継続的に予防査察を実施するとともに、消防法令に違反しているものに対しては指導を行い、重大なものについては、警告、命令、告発等の措置を行い、違反処理を徹底する。

また、一般家庭に対しても、火災予防運動期間等を利用し、住宅防火診断等を実施して、地域住民に八戸地域広域市町村圏事務組合火災予防条例等の周知徹底を図る。

２　防火思想の普及

⑴　一般家庭に対する指導

ア　消防機関は、出火危険箇所の把握及び火気を使用する設備・器具の正しい取扱いについて指導するとともに、住宅用火災警報器の設置を推進するほか、初期消火の徹底を図るために消火器具の設置、取扱い等について指導する。

また、地震による火災発生防止として対震自動消火装置付ストーブの使用の促進等を強力に指導するとともに、パンフレット、刊行物等により火災防止及び初期消火の重要性を認識させ防火思想の普及徹底を図る。

イ　消防機関は、火災予防運動、建築物防災運動等の火災予防に関する諸行事を通じて広く住民に対し防火思想の普及を図る。

⑵　学校及び教育研究機関の実験室、薬局等に対する指導

学校及び教育研究機関の実験室、薬局等における薬品類は、地震動による落下等により発火、爆発の危険性を有していることから、消防機関は、学校等における危険物容器の転落防止について指導する。

⑶　民間防火組織の育成指導

消防機関は、防火思想の普及を図るため、次の民間防火組織を育成指導する。

ア　火災予防の知識を習得させ出火防止を図るとともに、地域住民の防火防災意識の向上を図るため、女性防火クラブを育成指導する。

イ　児童生徒に対し、防火に関する知識を習得させ、学校及び家庭における出火防止を図

るため、少年消防クラブを育成指導する。

ウ　幼年者に対し、正しい火の取扱い及び防火に関する知識を習得させるため、幼年消防クラブを育成指導する。

３　消防体制の充実強化

⑴　消防計画の作成

消防機関は、具体的に実施すべき業務の内容等を詳細に明示した消防計画を作成し、消防体制の計画的かつ総合的な充実強化を図る。

⑵　消防力の充実強化

消防機関は、「消防力の整備指針」、「消防団の装備の基準」及び「消防水利の基準」により、消防機械器具、消防水利施設等の整備・充実を図る。

なお、大地震発生時における消火栓の使用不能等に対処するため、木造家屋密集地、避難場所等優先順位を考慮して耐震性貯水槽等の消防水利の整備促進を図るほか、海水、河川等の自然水利、水泳プール、ため池等の活用等の指定消防水利として活用等、消防水利の多様化を図るとともに、適正な配置に努める。

また、地域における消防防災の中核として重要な役割を果たす消防団の施設、装備、処遇の改善並びに教育訓練体制の充実を図るとともに、青年層・女性層を始めとした団員の入団促進等消防団の活性化を推進し、その育成を図るものとする。

４　文化財に対する火災予防対策

市教育委員会は、関係機関の協力を得て、文化財の所有者、管理者又は管理団体に対して、火災予防対策の強化を指導及び助言する。

第１３節　水害予防対策

［土木第一・二班、農林班、八戸消防本部］

地震・津波災害に起因する水害を防止し、又は被害の拡大を防止するため、各種防災事業の総合的かつ計画的実施、河川の維持管理、市民への情報伝達体制の整備、避難体制の整備、水防資機材の整備及び水防体制の整備を図るものとする。

１　各種防災事業の総合的かつ計画的な実施

各種防災事業の実施に当たっては、他事業との調整を図るものとする。

⑴　治山事業
⑵　砂防事業
⑶　河川防災対策事業
⑷　海岸防災対策事業
⑸　農地防災対策事業
⑹　都市防災対策事業
⑺　危険地域からの集団移転促進事業

２　河川の維持管理

⑴　河川巡視の実施

河川巡視員並びに河川、海岸及び砂防管理関係職員が常時河川巡視を行い、出水期における危険箇所の発見及び河川の不法使用等を取り締まり、河川の維持管理を図る。

⑵　河川管理施設の管理

ダム、堰、水門、堤防、護岸、床止め、その他災害を防止し、又は被害を軽減する施設の維持管理を徹底するため、次の措置を講じる。

ア　構造の安全確保

河川管理施設は、水位、流量、地形、地質、河川の状況及び自重、水圧等予想される荷重を考慮し、安全を確保するため各施設の耐震性を向上させるなどの強化措置を講じる。

イ　維持管理

次の河川管理施設の操作規則を定め、その維持管理の徹底を図る。

(ｱ)　洪水を調節する施設
(ｲ)　洪水を分量させる施設
(ｳ)　治水上特に重要な内水排除施設又は流水調節施設

⑶　河川の維持規制

河川の流水、流量、深浅等河川に影響を及ぼす次の行為を規制し、河川の維持管理の徹底を図る。

ア　流水及び河川区域内の土地の占用
イ　河川区域内の土石の採取又は掘削、工作物の構築等
ウ　河川における竹木等の流送

３　水防資機材の整備

水防管理団体は、水防施設（センター）を設置するとともに、資機材を備蓄しておく。

なお、緊急時の資機材の不足に対処するため、水防資機材販売業者や建設業者の連絡先、保有量等を把握しておく。

４　水防計画の作成

次の事項に留意し水防計画を作成する。

⑴　水防活動組織の確立

⑵　河川施設の管理
⑶　水防施設及び水防資機材の整備
⑷　気象、水象の観測及び警報等の活用
⑸　重要水防箇所等
⑹　その他水害を予防するための措置

○　重要水防箇所　（資料編　３－４１）

第１４節　土砂災害予防対策

［土木第一・二班、農林班、建築指導班、八戸消防本部］
地震災害に起因する土砂災害を未然に防止し、又は被害の拡大を防止するため、各種防災事業の総合的かつ計画的実施、危険箇所の把握、土砂災害警戒情報等の収集、市民への情報伝達体制及び避難体制の整備等を図るものとする。

１　各種防災事業の総合的かつ計画的な実施

各種防災事業の実施に当たっては、他事業との調整を図る。
⑴　治山事業
⑵　砂防事業
⑶　農地防災事業

２　土砂災害危険箇所の把握及び住民等への周知徹底

［土木第一・二班］
土砂災害危険箇所を本計画に掲載するとともに、広報誌等によって市民に周知徹底し、危険箇所周辺の市民に対しては、土砂災害全般に対する知識、危険箇所の性質、土地の保全義務、異常（前兆）現象等についての普及啓発を図る。

３　土砂災害緊急調査の実施及び土砂災害緊急情報の収集

国は河道閉塞による湛水を発生原因とする土石流又は河道閉塞による湛水による重大な土砂災害の急迫した危険が認められる状況において、県は、地滑りを発生原因とする重大な土砂災害の急迫した危険が認められる状況において、当該土砂災害が想定される土地の区域及び時期を明らかにするための調査を行い、市に対して土砂災害が想定される土地の区域及び時期に関する情報を提供することとされていることから、市は、当該情報に基づいて適切に避難指示等の判断を行う。

４　危険区域内における行為制限の周知徹底

［土木第一・二班、農林班］
危険区域内の居住者等に対しては、災害を誘発するおそれのある次のような行為を行わないよう三八地域県民局地域農林水産部及び三八地域県民局地域整備部と連携を密にし、指導の徹底を図る。
⑴　水を放流し、又は停滞させる行為、その他水の浸透を助長する行為
⑵　ため池、用排水路、その他災害防止施設以外の施設又は工作物の設置・改造
⑶　のり切、切土、掘削又は盛土
⑷　立木の伐採、損傷
⑸　木材の滑下又は地引による搬出
⑹　土石の採取又は集積並びに樹根の採掘
⑺　上記のほか、災害を助長し、誘発する行為

５　土砂災害防止に配慮した土地利用の誘導

［土木第一・二班、農林班、建築指導班］

市は、国及び県が行う次の事業の円滑な実施について働きかける。

⑴　土砂災害危険箇所及び周辺の状況に応じた「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」、「地すべり等防止法」、「砂防法」及び「森林法」に基づく区域指定の促進並びにこれに基づく土地利用の制限

⑵　土砂災害の危険の著しい区域における「建築基準法」に基づく災害危険区域の指定の促進

⑶　宅地造成に伴い地盤災害が生じるおそれの著しい市街地又は市街地となろうとする土地の区域における「宅地造成等規制法」に基づく宅地造成工事規制区域の指定の促進

⑷　大規模盛土造成地の位置や規模を示した大規模盛土造成地マップ及び液状化被害の危険性を示した液状化ハザードマップを作成・公表するとともに、宅地の安全性の把握及び耐震化の実施を促進

⑸　都市計画法その他の土地利用計画、土地利用規制等に関する諸制度の運用及び各種公共事業における上記⑴、⑵、⑶、⑷の法指定諸制度との整合性の確保

⑹　民間開発事業者に対する上記の各種土砂災害に関する制度の周知徹底及び土砂災害防止に対する配慮についての指導徹底

⑺　災害危険区域及び県条例で建築等を制限している区域にある既存不適格住宅の移転の促進

○　土砂災害警戒区域等一覧　（資料編　３－４２）

第１５節　建築物等対策

［建築住宅班、建築指導班、各施設管理者、総務班］

地震発生時の地震動による建築物本体の被害、窓ガラス、外装材等の損壊落下による被害、ブロック塀、石塀等の倒壊による被害のほか、建築物の倒壊による地震火災の発生を防止し、又は被害の拡大を防止するため、公共建築物等災害予防、一般建築物等災害予防、コンピュータシステム等災害予防の促進を図るものとする。

１　公共建築物等災害予防〔建築住宅班、建築指導班、各施設管理者〕

防災拠点となる役場・病院、指定避難所となる学校・体育館・公民館、児童館、火葬場、公営住宅等の耐震性調査及び耐震改修について、数値目標を設定するなど計画的な実施に努めるほか、劇場、駅等不特定多数の者が利用する施設、学校、行政関連施設等の防災上重要な施設、要配慮者に関わる社会福祉施設、医療施設等について、耐震性の確保に特に配慮する。

エレベーターの地震防災対策として、地震時においても機能を維持し、支障なく安全に運転継続できるようエレベーターの耐震安全性を確保するとともに、閉じ込めを防止するため、安全装置等の改良を建築物の所有者、管理者に対して周知徹底する。

２　一般建築物等災害予防［建築指導班］

⑴　一般建築物の耐震性確保

市は県と連携して、特殊建築物等の中間検査制度の活用並びに民間確認検査機関を活用して、住宅の完了検査の一層の充実を図り、欠陥建築物の防止と耐震性の向上を促進する。また、地震時の建築物の被害を防止し、又は軽減するため、八戸市耐震改修促進計画に基づき、昭和５６年５月以前に建築された既存建築物については、所有者及び管理者に対する耐震診断、耐震改修等に関する指導を強力かつ計画的に実施するとともに、特に住宅の耐震診断に対する補助を行う等、耐震診断、耐震改修等の促進のための措置を講じる。

⑵　窓ガラス、看板及び天井等対策

市は県と連携して、市街地の道路に面する建築物の窓ガラス、外装タイル、看板等工作物の破損落下による被害を防止するため、窓ガラス等の設置状況等について調査を実施し、必要があるものについては、点検、改修等の指導を行う。特に、通学路、指定避難所等周辺においては、改修を要する建築物の所有者又は管理者に対して強力な改修指導を行う。

また、建築物における天井の脱落防止等の落下物対策を講じるものとする。

⑶　ブロック塀、石塀等対策

市は県と連携して、道路沿いに設置又は改修しようとするブロック塀等の所有者に対し、建築基準に適合したものとするよう指導する。

また、通学路、避難路、人通りの多い道路等に沿って設置されているブロック塀等については、その実態を把握し、危険性のあるものについては改修するよう所有者又は管理者に対して強力に指導するとともに耐震改修等の補助を行うなどの措置を講じる。

⑷　家具等転倒防止対策

市民に対し建築物内の食器棚、書棚等の地震時における転倒、移動の防止対策等について分かりやすいパンフレット、広報紙等により周知徹底する。

⑸　エレベーターの地震防災対策

上記１の公共建築物等災害予防におけるエレベーターの地震防災対策による。

３　コンピュータシステム等災害予防［総務班］

コンピュータシステムの損傷は、社会経済機能に大きな支障を及ぼすため、自ら保有する

コンピュータのハードウェア保険及びシステムやデータのバックアップ対策を推進するとともに、企業等の自発的な取り組みを促進する。

第１６節　都市災害対策

［統括班、下水道班、土木第一・二班、建築住宅班、都市計画班、公園緑地班、建築指導班、八戸消防本部、各施設管理者］

都市の健全な発展及び秩序ある整備を図るとともに、災害に強いまちづくりを推進するため、地域地区の指定、都市基盤施設の整備、防災拠点等の整備、市街地の整備及び建築物不燃化を図るものとする。

１　地域地区の設定、指定

［都市計画班］

⑴　用途地域の設定

用途混在による環境上又は防災上の阻害要因を排除するため、適切な用途地域を定める。

⑵　防火地域及び準防火地域の指定

市街地における火災を防止するため、防火地域及び準防火地域を指定し、建築物に対する規制を強化する。

２　都市基盤施設の整備

［都市計画班、土木第二班、公園緑地班、下水道班］

都市の安全を確保するため、次の都市基盤施設整備事業を推進する。

⑴　道路の整備

都市交通を処理するとともに、避難路、延焼遮断帯、緊急輸送路、消防用道路等の都市防災上の機能を高めるため、道路整備事業を推進する。

⑵　公園緑地の整備

都市のやすらぎの確保とともに、指定緊急避難場所、避難路、延焼遮断帯の都市防災上の空間の確保のため、公園の整備及び外周部の植栽緑地化事業を推進する。

⑶　ライフライン共同収容施設の整備事業

ライフライン機能の確保のため、電線共同溝等の整備事業を推進するほか、特に、３次医療機関等の人命に関わる重要施設への供給ラインの重点的な耐震化を進めるものとする。

３　防災拠点施設整備事業

［統括班、土木第一班、八戸消防本部］

安全な都市環境の実現を図るため、防災拠点施設、臨時ヘリポート等の活動拠点及び備蓄倉庫、耐震性貯水槽等の災害応急対策に必要な施設の整備事業を推進する。

４　市街地の整備

［都市計画班］

既成市街地の災害防止のため、次の事業を推進する。

⑴　市街地再開発事業

土地の合理的かつ健全な高度利用及び都市機能の更新を図るとともに、都市における災害の発生を防止するため、市街地再開発事業等を推進する。

⑵　住環境整備事業

住環境の整備改善とともに、都市における災害の発生を防止するため、住環境整備事業

を推進する。

⑶　土地区画整理事業

未整備な市街地の道路、公園、河川等の公共施設を整備することにより、良好な市街地を形成するとともに、治水対策、消火活動、避難対策、延焼防止等の都市防災を図るため、土地区画整理事業を推進する。

５　建築物不燃化対策

［建築住宅班、建築指導班、各施設管理者］

安全な都市環境を実現するため、建築物の不燃化を図る。

⑴　公共建築物の不燃化

庁舎、学校、病院等の公共建築物の不燃化を図る。

⑵　耐火建築物の建設促進

耐火建築物の建設を促進するため、融資制度の周知徹底を図る。

６　空き家等対策

［都市計画班］

平時より、災害による被害が予測される空き家等の状況の確認に努めるとともに、そのまま放置すれば倒壊等のおそれがある等、周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態にあると認められる空き家等の所有者等に対し、必要な措置をとるよう助言又は指導等を行うよう努める。

第１７節　要配慮者の安全確保対策

［福祉班、避難所班、保健衛生班、建築住宅班、防災関係機関、要配慮者利用施設管理者］

地震・津波の災害に備えて、要配慮者を保護するため、要配慮者の支援体制の整備、避難行動要支援者名簿の作成及び運用、個別避難計画の作成及び運用、要配慮者利用施設の安全性の確保等を行うものとする。

その際、被災時の男女のニーズの違い等、男女双方及び性的マイノリティの視点に十分配慮するよう努めるものとする。

１　要配慮者の支援体制の整備等

［福祉班、避難所班、保健衛生班、建築住宅班、防災関係機関］

⑴　市等防災関係機関は、市民に対して要配慮者の安全確保に関する啓発・普及活動を積極的に行う。また、外国人に配慮し、多言語による防災知識の普及に努めるとともに、障がい者に配慮し、障がいの内容及び程度に応じた防災知識の普及に努める。

⑵　市は、防災（防災・減災対策の取組実施機関）と福祉（地域包括支援センター・ケアマネジャー）の連携により、高齢者に対し、適切な避難行動に関する理解の促進を図るものとする。

⑶　市等防災関係機関は、被災した要配慮者が避難後に命の危険にさらされる事態を防ぐため、防災、医療、保健、福祉等の各専門分野が連携した支援方策の検討に努める。

⑷　市は、避難所における要配慮者に対する各種情報の連絡・伝達体制を充実させるため、テレビ放送における手話通訳、外国語放送及び文字放送の積極的な活用を図るとともに、避難所等での文字媒体（電光掲示板等）の活用等に努める。

⑸　市は、応急仮設住宅の供給に当たっては、特に高齢者、障がい者の優先的入居及び高齢者、障がい者向け応急仮設住宅の設置等要配慮者に配慮した計画を定めておく。

⑹　防災関係機関は、防災訓練を実施する際、要配慮者に十分配慮するとともに、地域において要配慮者を支援する体制の構築につながるよう努める。

２　避難行動要支援者名簿の作成及び運用

［福祉班］

市は、災害対策基本法に基づき、地域に居住する要配慮者のうち、特に自力で避難することが困難な高齢者又は避難に時間を要する要介護者、障がい者等（以下「避難行動要支援者」という。）の把握に努めるものとする。

また、市は本計画に定めるところにより、避難行動要支援者についての避難の支援、安否の確認その他の避難行動要支援者の生命及び身体を災害から保護するために必要な措置を実施するための基礎となる「避難行動要支援者名簿」を作成するものとする。

⑴　名簿に掲載する者の範囲

避難行動要支援者名簿に掲載する者は、要介護状態区分、障害支援区分等の要件のほか、地域において新たに重点的・優先的支援が必要と認められる者が漏れることのないよう、具体的な要件について別途定める。

⑵　名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法

避難行動要支援者名簿に掲載する個人情報及びその入手方法は、次に掲げるとおりとする。

ア　記載する個人情報

(ｱ)　氏名

(ｲ)　生年月日

(ｳ)　性別

(ｴ)　住所又は居所

(ｵ)　電話番号その他連絡先

(ｶ)　避難支援等を必要とする理由

(ｷ)　上記に掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し市長が必要と認める事項

イ　個人情報の入手方法

市は、市の関係部局で把握している情報を集約するよう努めるとともに、市で把握していない情報については、県その他の者に対して情報提供を求める。　⑶　名簿情報の適正管理

市は、収集した情報について、八戸市行政情報セキュリティポリシーに基づき、厳重に管理するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても、名簿の活用に支障が生じないよう、電子媒体や紙媒体などの複数の媒体で準備しておくことを検討する。その際、名簿情報の適切な管理に努めるものとする。

⑷　名簿の更新

市は、避難行動要支援者の心身の状況や生活実態等の変化を適切に反映したものとなるよう、その把握に努め、避難行動要支援者名簿の更新サイクルや仕組みをあらかじめ構築するものとする。

⑸　避難支援等関係者

市は、避難支援に関わる関係者として、次に掲げる避難支援等関係者に対し、避難行動要支援者本人の同意がある場合には、避難支援等の実施に必要な限度であらかじめ避難行動要支援者名簿を提供し、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図るものとする。その際、市長は、名簿を提供する関係者に対して、名簿情報の漏えい防止のために必要な措置を講じるものとする。

ア　八戸消防本部、消防署（分署、分遣所）、及び消防団

イ　警察

ウ　民生委員、八戸市民生委員児童委員協議会

エ　八戸市社会福祉協議会

オ　自主防災組織

カ　町内会又は自治会

キ　福祉関係事業者

ク　その他避難支援等について市長が必要と認める者

※　オ、カ、キ及びクについては、市と避難行動要支援者の支援に関する協定を締結した団体に限る。

⑹　名簿情報の提供に際し情報漏えいを防止するために市が求める措置及び市が講じる措置

市は、避難行動要支援者名簿の提供に際し、避難支援等関係者が適正な情報管理を図るよう、次に掲げる措置を講じる。

ア　避難行動要支援者名簿には避難行動要支援者に関する秘匿性の高い個人情報が含まれることから、当該避難行動要支援者を担当する地域の避難支援等関係者に限り提供する。

イ　自主防災組織、町内会又は自治会、民生委員及び福祉関係事業者に提供する名簿は、それぞれの業務等に関係する地区や部分に限定する。

ウ　避難支援等関係者に対し、避難行動要支援者名簿に記載される個人情報は法に基づき守秘義務が課せられていることを十分に説明する。

エ　避難行動要支援者名簿を必要以上に複製しないよう指導するほか、避難支援等関係者が名簿を施錠可能な場所等へ保管するよう指導する。

オ　避難行動要支援者名簿の提供先が個人ではなく団体である場合は、その団体内部で避難行動要支援者名簿を取り扱う者を限定するよう指導する。

カ　避難行動要支援者名簿の提供を受けた避難支援等関係者に対し、名簿情報の取扱状況を定期的に調査するほか、個人情報の取扱いに関する研修を定期的に開催する。

⑺　避難行動要支援者が円滑に避難のための立退きを行うことができるための通知又は警告の配慮

避難行動要支援者が円滑に避難のための立退きを行うことができるための通知又は警告の配慮については、次に掲げる事項に留意する。

ア　分かりやすい言葉、表現及び説明などにより、一人ひとりに的確に伝わるようにすること。

イ　避難行動要支援者等に合った、必要な情報を選択して伝達すること。

ウ　各種情報伝達手段の特徴を踏まえ、防災行政無線及び広報車による情報伝達に加え、緊急速報メール及びほっとスルメールを活用するなど、複数の手段を有機的に組み合わせること。

⑻　避難支援等関係者の安全確保

市は、避難支援等関係者本人又はその家族等の生命及び身体の安全を守ることを大前提として、避難支援等関係者が地域の実情や災害の状況に応じて、可能な範囲で避難支援等を行えるよう、避難支援等関係者の安全確保に十分配慮するものとする。なお、避難行動要支援者支援は地域ぐるみで推進していくことが重要であることから、地域の団体や関係機関と連携・協力関係を構築するとともに、次の事項に留意し、説明会又は防災訓練等を通じて避難支援等関係者の安全確保に関する普及・啓発を図る。

ア　市は、避難の必要性並びに避難行動要支援者名簿の意義及びあり方を説明し、避難支援等関係者は、自身の安全確保の措置を決めておくこと。

イ　平時に避難行動要支援者名簿の提供に係る同意を得る段階で、避難方法その他の支援について避難行動要支援者の理解を得ておくこと。

ウ　避難支援等関係者の安全確保の措置を決めるに当たっては、避難行動要支援者や避難支援等関係者等を含めた地域住民全体で話し合って、ルールを決め、計画を作り、及び周知することが適切である。その上で、一人ひとりの避難行動要支援者に避難行動要支援者名簿の意義、活用方法等について理解を得るとともに、災害時の状況によっては支援を受けられない場合もあり得ることを理解してもらうこと。

３　個別避難計画の作成及び運用

［福祉班、防災関係機関］

⑴　計画の作成

市は、本計画に基づき、防災担当部局や福祉担当部局など関係部局の連携の下、福祉専門職、社会福祉協議会、民生委員、地域住民等の避難支援等に携わる関係者と協力して、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、個別避難計画を作成するよう努めるものとする。

⑵　計画作成の優先度の高い避難行動要支援者の範囲及び作成目標期間、作成の進め方

ア　計画作成の優先度の高い避難行動要支援者の範囲

市は、避難行動要支援者について、次に掲げる事項をもとに優先度を判断し、優先度が高い者から計画を作成する。

(ｱ)　災害の状況

(ｲ)　当事者の心身の状況、情報取得や判断への支援が必要な程度

(ｳ)　独居等の居住実態、社会的孤立の状況

イ　作成目標期間

市は、計画作成の優先度が高いと判断する者について、災害対策基本法改正法（令和３年法律第 30 号）施行後からおおむね５年程度で作成する。

ウ　作成の進め方

市が作成の主体となり、庁内の防災・福祉・保健・医療・地域づくり等の関係部署による横断的な組織のほか、庁外の介護支援専門員や相談支援専門員などの福祉専門職、民生委員、町内会・自治会等、自主防災組織、地域医師会、居宅介護支援事業者や相談支援事業者などの福祉事業者、社会福祉協議会などの地域の医療・看護・介護・福祉などに関する職種団体、地域で活動する障害者団体や難病・小児慢性特定疾病患者団体等と連携し、

作成する。

⑶　計画作成に必要な個人情報及びその入手方法

ア　記載する個人情報

(ｱ)　避難行動要支援者名簿に記載する情報

(ｲ)　避難支援等実施者の氏名又は名称、住所又は居所及び電話番号その他連絡先

(ｳ)　避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項

(ｴ)　上記に掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し、市長が必要と認める事項

イ　個人情報の入手方法

市の関係部局で把握している情報を集約するとともに、市で把握していない情報については、県その他の者に対して情報提供を求める。また、避難支援等を実施する上で配慮すべき心身に関する事項などについては、避難行動要支援者本人や家族、本人と関わりのある介護支援専門員や相談支援専門員、かかりつけ医、民生委員などの関係者から情報の把握に努める。

⑷　計画情報の適正管理

市は、収集した情報について、八戸市行政情報セキュリティポリシーに基づき、厳重に管理するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても、計画の活用に支障が生じないよう、電子媒体や紙媒体などの複数の媒体で準備しておくことを検討する。その際、個別避難計画情報の適切な管理に努めるものとする。

⑸　計画の更新

市は、避難行動要支援者の心身の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、次のとおり計画の情報を随時更新するものとする。

ア　更新の契機

(ｱ)　本人、家族の申し出

(ｲ)　平時の訪問活動や見守り活動、防災訓練等を通じ更新の必要性を確認

(ｳ)　避難支援等関係者を通じて点検を呼びかけ

イ　更新が必要となる事情の変更

(ｱ)　避難行動要支援者の状態

(ｲ)　災害時の情報伝達

(ｳ)　避難誘導等

ウ　更新の周期

(ｱ)　本人又は避難支援等関係者から変更の届出時

(ｲ)　避難行動要支援者名簿の更新時

⑹　避難支援等関係者

市は、避難支援等関係者に対し、避難行動要支援者本人及び避難支援等実施者の同意がある場合には、あらかじめ個別避難計画を提供し、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図るものとする。その際、市長は、計画を提供する関係者に対して、計画情報の漏えい防止のために必要な措置を講じるものとする。

⑺　計画の情報の提供に際し情報漏えいを防止するために市が求める措置及び市が講じる措置

市は、個別避難計画の提供に際し、避難支援等関係者が適正な情報管理を図るよう、次に掲げる措置を講じる。

ア　個別避難計画には避難行動要支援者に関する秘匿性の高い個人情報が含まれることから、当該避難行動要支援者を担当する地域の避難支援等関係者に限り提供する。

イ　自主防災組織、町内会又は自治会、民生委員及び福祉関係事業者に提供する個別避難計画は、それぞれの業務等に関係する地区や部分に限定する。

ウ　避難支援等関係者に対し、個別避難計画に記載される個人情報は災害対策基本法に基

づき守秘義務が課せられていることを十分に説明する。

エ　個別避難計画を必要以上に複製しないよう指導するほか、避難支援等関係者が計画を施錠可能な場所等へ保管するよう指導する。

オ　個別避難計画の提供先が個人ではなく団体である場合は、その団体内部で個別避難計画を取り扱う者を限定するよう指導する。

カ　個別避難計画の提供を受けた避難支援等関係者に対し、計画情報の取扱状況を定期的に調査するほか、個人情報の取扱いに関する研修を定期的に開催する。

⑻　避難支援等関係者の安全確保

市は、避難支援等関係者本人又はその家族等の生命及び身体の安全を守ることを大前提として、避難支援等関係者が地域の実情や災害の状況に応じて、可能な範囲で避難支援等を行えるよう、避難支援等関係者の安全確保に十分配慮するものとする。なお、避難行動要支援者支援は地域ぐるみで推進していくことが重要であることから、地域の団体や関係機関と連携・協力関係を構築するとともに、次の事項に留意し、説明会又は防災訓練等を通じて避難支援等関係者の安全確保に関する普及・啓発を図る。

ア　市は、避難の必要性や個別避難計画の意義、あり方を説明し、避難等支援関係者は、自身の安全確保の措置を決めておくこと。

イ　平時に個別避難計画の提供に係る同意を得る段階で、避難方法その他の支援について避難行動要支援者の理解を得ておくこと。

ウ　避難支援等関係者の安全確保の措置を決めるに当たっては、避難行動要支援者や避難支援等関係者等を含めた地域住民全体で話し合って、ルールを決め、計画を作り及び周知することが適切である。その上で、一人ひとりの避難行動要支援者に避難行動要支援者名簿の制度の活用や意義等について理解を得るとともに、災害時の状況によっては支援を受けられない場合もあり得ることを理解してもらうこと。

⑼　計画が作成されていない避難行動要支援者への配慮

市は、個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、平時から、避難支援等に携わる関係者への必要な情報の提供、関係者間の事前の協議・調整その他の避難支援体制の整備など、必要な配慮をするものとする。

⑽　地区防災計画との整合

市は、地区防災計画が定められている地区において、個別避難計画を作成する場合は、地区防災計画との整合が図られるよう努めるものとする。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努めるものとする。

４　要配慮者利用施設の安全性の確保

［福祉班、要配慮者利用施設管理者］

⑴　要配慮者利用施設の管理者は、施設の耐震性強化、防災設備の点検等施設の安全性の確保を図る。

国、県及び市は、要配慮者利用施設を土砂災害から守るため、治山事業、砂防事業、急傾斜地崩壊対策事業、地すべり防止対策事業等の国土保全事業を推進する。

⑵　要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、関係法令に基づき、自然災害からの避難を含む非常災害に関する具体的計画を作成するものとする。また、浸水想定区域内に位置し、本計画に名称及び所在地を定めた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、関係機関の協力を得て、水害や土砂災害が発生するおそれがある場合における避難確保に関する計画を策定し、それに基づき、避難誘導等の訓練を実施するものとする。

⑶　要配慮者利用施設の管理者は、避難等を円滑に行うため、施設における防災気象情報の入手及び防災情報の連絡体制、並びに施設が被災した際の迅速な防災関係機関等への通報体制の整備を進める。

⑷　要配慮者利用施設の管理者は、平時から市、防災関係機関、福祉関係者及び近隣住民と

の連携を密にし、災害時における要配慮者の避難生活環境や避難誘導体制の整備を進める。

⑸　浸水想定区域内に位置し、本計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、避難の確保を図るための施設の整備に関する事項、防災教育・訓練に関する事項、水防法に基づき設置した自衛水防組織の業務に関する事項等の計画を作成し、当該計画に基づき、避難誘導等の訓練を実施するものとする。また、作成した計画及び自衛水防組織の構成員等について市長に報告するものとする。

⑹　市は、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するよう努めるものとする。また、当該施設の所有者又は管理者に対して、必要に応じて、円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な助言等を行うものとする。

＜浸水想定区域内に位置する要配慮者利用施設＞

○　要配慮者利用施設一覧　（資料編　３－２５）

第１８節　災害ボランティア活動対策

［調整広報班、学校教育班］

地震・津波災害時における応急対策に必要な人員を確保するとともに、被災者の多様なニーズに対応し、円滑な被災者救援活動を支援するため、平時から災害ボランティア活動の支援体制の整備を図るものとする。

１　関係機関の連携・協力

市は、県、八戸市社会福祉協議会等関係機関と、平時から地域団体、ＮＰＯ・ボランティア等の活動支援やリーダーの育成を図るとともに、ＮＰＯ・ボランティア等と協力して、災害時の災害ボランティアとの連携について検討する。

２　災害ボランティアの育成

市及び市教育委員会は、県及び県教育委員会と協力して、日本赤十字社青森県支部、八戸市社会福祉協議会等関係機関との連携を図り、ＮＰＯ・ボランティア等に対し防災に関する研修、訓練等への参加を促し、災害ボランティアの育成を図る。

３　災害ボランティアコーディネーターの養成

災害ボランティアコーディネーターは、災害ボランティアの円滑な受入れや効果的な活動へ導くための重要な役目を担っているため、県、市、八戸市社会福祉協議会等関係機関は、連携して災害ボランティアコーディネーターの養成に努める。

４　防災訓練等への参加

市は、市教育委員会と協力して、八戸市社会福祉協議会及び日本赤十字社青森県支部へ防災訓練等への参加を呼びかけるとともに、災害ボランティア受入等の訓練を行うことにより、災害時の手順の確認を行う。

また、市、八戸市社会福祉協議会及び日本赤十字社青森県支部は、市内で活動するＮＰＯ・ボランティア等の防災訓練への参加を促すなどして防災意識の高揚を図る。

５　ボランティア団体間のネットワーク構築の推進

八戸市社会福祉協議会及び日本赤十字社青森県支部は、平時から県、県教育委員会、市町村及び市町村教育委員会と連携し、登録ボランティア団体又はボランティア活動団体が、地域において相互に交流・協力関係を深め、交流会や研究会等を通じて、それぞれの主体的活動を生かしたネットワークを築けるよう支援する。

○　ボランティア団体等　（資料編　３－３９）

６　災害ボランティア活動の環境整備

市等防災関係機関は、ボランティアの自主性を尊重しつつ、日本赤十字社青森県支部、八戸市社会福祉協議会及びＮＰＯ等との連携を図るとともに、中間支援組織（ＮＰＯ・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、災害時において災害ボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図る。市は、関係機関やＮＰＯ・ボランティア等と連携し、平時の登録、ボランティア活動や避難所運営等に関する研修や訓練の制度、災害時における災害ボランティア活動の受入れや調整を行う体制、災害ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進するものとする。

市は、社会福祉協議会、ＮＰＯ等関係機関との間で、被災家屋からの災害廃棄物、がれき、土砂の撤去等に係る連絡体制を構築するものとする。また、県及び市は、地域住民やＮ

ＰＯ・ボランティア等への災害廃棄物の分別・排出方法等に係る広報・周知を進めることで、災害ボランティア活動の環境整備に努めるものとする。

第１９節　積雪期の地震災害対策

［土木第一・二班、統括班、対策推進班、鉄道事業者］

積雪期の地震による被害の拡大を防止するため、積雪期における交通の確保、屋根雪処理等家屋倒壊の防止、積雪期の指定避難所、避難路の確保を図るものとする。

１　総合的な雪害対策の推進

積雪期の地震災害の予防対策は、除排雪体制の整備、雪に強いまちづくり等の雪害予防対策の総合的、継続的推進により確立されるものである。

そのため、「八戸市地域防災計画（風水害等災害対策編）」による雪害予防対策について、各防災関係機関が密接に連携し、総合的かつ具体的に実施する。

２　交通の確保

⑴　道路交通の確保

災害時における応急対策に伴う輸送の増大に対処するため、除雪体制を確立し、日常生活道路の確保を含めた面的な道路確保対策を推進する。

ア　除雪体制の確立

(ｱ) 一般国道、県道、市町村道及び高速自動車国道の整合性のとれた除雪体制を確立するため、各道路管理者相互の緊密な連携の下に除雪計画を策定する。

(ｲ) 除雪区間の伸長及び除雪水準の向上を図るため、地形等自然条件に適合した除雪機械の整備を促進する。

イ　積雪寒冷地に適した道路整備の促進

(ｱ) 冬期交通確保のため、堆雪スペースを備えた広幅員道路又はバイパスの整備を促進する。

(ｲ) なだれ等による交通遮断を防止するため、スノーシェッド、なだれ防止柵等の整備を促進する。

⑵　鉄道交通の確保

鉄道事業者は、降積雪の状況に応じて除雪機械の運行計画を定めておくとともに、機械除雪によりがたい箇所の除雪及び機械除雪の不足を補う人力除雪体制を整備する。

⑶　航空輸送による緊急物資の受取場所の確保

積雪期の地震による道路交通の一時的マヒ、孤立集落の発生等に対処するため、航空輸送の確保を図る。

ア　基幹空港の除雪体制の整備

県は、除雪機械の整備等空港の除雪体制を整備する。

イ　緊急物資の受取り場所の確保

市は、孤立が予想される集落における、航空輸送による物資の受取り場所の確保を図る。

３　家屋倒壊の防止

屋根雪荷重による地震時の家屋倒壊を防止するため、自力での屋根雪処理が不可能な世帯に対する地域の援助体制の確立を図る。

４　積雪期の指定避難所、避難路等の確保

市街地の日常生活道路の除雪を計画的に実施するとともに、融雪設備等の整備を促進して、

おおむね次のような指定避難所・避難路等の確保を図る。

⑴　指定避難所等の確保

地域の人口及び地形、なだれ等の危険性、施設の耐雪性等を考慮し、指定避難所等を指定する。

⑵　避難路の確保

ア　積雪・堆雪に配慮した体系的街路の整備

イ　小型除雪車の増強による歩道除雪の推進

ウ　機械による除排雪が困難な地域又は冬期交通のあい路となる箇所における消融雪設備等の整備

⑶　避難誘導標識の設置

市民が安全に指定避難所等に到達することができるよう積雪の影響を考慮して避難誘導のための標識を設置する。

第２０節　文教対策

［教育総務班、学校教育班、社会教育班、スポーツ班］

幼児・児童・生徒（以下「児童生徒等」という。）及び教職員の生命及び身体の安全を確保するとともに、学校その他の教育施設の土地、建物及び設備を地震・津波災害から防護するため、防災組織体制の整備及び学校等の不燃堅ろう構造化の促進を図るものとする。

また、地域コミュニティにおける多様な主体の関わりの中で、防災に関する教育の普及推進を図るものとする。

１　防災組織体制の整備及び防災に関する計画の策定

［学校教育班］

学校等は、災害予防、災害応急対策及び復旧等の防災活動に迅速かつ適切に対応するため、平素から災害に備えて職員の役割分担の明確化等を図ることにより、防災組織体制の整備を促進する。また、学校の施設及び設備の安全点検を行うとともに、児童生徒等に対する安全に関する指導及び職員に対する防災に関する事項、その他学校における安全に関する事項をとりまとめた防災に関する計画（学校安全計画等）を策定し、職員にその周知徹底を図る。

２　防災教育の実施

［学校教育班］

学校等における防災教育は、災害時における危険について理解させ、適切な行動をとれるよう、児童生徒等の発達段階や考慮すべき特性等を考慮しながら適切に行う。

⑴　学校等の行事としての防災教育

児童生徒等及び職員一人一人の防災意識の高揚のため、防災専門家又は災害体験者による講演会の開催、震災時のボランティア経験者の講話、地震体験車（起震車）等による地震疑似体験、避難訓練の実施、県又は市が行う防災訓練への参加等、体験を通じた防災教育を実施する。

⑵　教科等における防災教育

社会、理科、保健、家庭科等の教科等を通じて、地震・津波災害の発生の仕組み、防災対策、災害時の正しい行動、災害発生時の危険等についての教育を行う。

また、総合的な学習の時間等における自らの家庭、学校及び地域に関する防災マップの作成等を通じて、身の回りの環境を地震・津波災害の観点から見直すことにより、防災を身近な問題として認識させる。

⑶　職員に対する防災研修

職員の防災意識の高揚及び防災教育に関する指導力の向上のため、施設の立地条件等を踏まえた災害予防、避難行動や指定避難所開設等の災害応急対策、防災教育の指導内容等の安全管理・防災教育に関する研修を行い、災害時の職員のとるべき行動とその意義の周知徹底を図る。

３　学校防災マニュアルの作成及び訓練の実施

［学校教育班］

児童生徒等及び教職員の防災に対する意識の高揚を図り、災害時に迅速かつ的確な行動をとれるよう、学校防災マニュアルを作成するとともに、訓練を実施する。

⑴　災害の種別に応じ、学校等の規模、施設・設備の配置状況及び児童生徒等の発達段階を考慮の上、避難の場所、避難経路、時期、誘導及び伝達の方法並びに保護者との連絡・引渡し方法等を示したマニュアルを作成し、その周知徹底を図る。マニュアル作成に当たっては、関係機関との連携を密にして専門的立場からの指導・助言を受ける。

⑵　訓練は、実践的な想定に基づき行う。学校等における訓練は、教育計画に位置づけて実施するとともに、児童会・生徒会等の活動とも相まって、十分な効果をあげるよう努める。

⑶　訓練実施後は、訓練の評価を行い、必要に応じてマニュアルを修正する。

４　登下校の安全確保

［学校教育班］

児童生徒等の登下校（登降園も含む。以下同じ。）時の安全を確保するため、あらかじめ登下校時の指導計画を学校ごとに策定し、平素から児童生徒等及び保護者への徹底を図る。

⑴　通学路の安全確保

ア　通学路については、八戸警察署、消防機関等と連携し、学区内の危険箇所を把握して点検を行う。

イ　平時の通学路に異常が生じる場合に備え、あらかじめ緊急時の通学路を設定する。

ウ　災害時における通学路の状況を把握するための計画をあらかじめ定める。

エ　児童生徒等の個々の通学路、誘導方法等について、常に保護者と連携し、確認する。

⑵　登下校等の安全指導

ア　地震・津波災害時の児童生徒等の登下校について、指導計画を綿密に確認する。

イ　通学路における危険箇所については、児童生徒等への注意喚起及び保護者への周知徹底を図る。

ウ　登下校時における危険を回避できるよう、児童生徒等に対して具体的な注意事項を指導する。

５　文教施設の不燃堅ろう構造化・耐震化の促進

［教育総務班、学校教育班、社会教育班、スポーツ班］

文教施設・設備等を地震・津波から防護し、児童生徒等の安全を確保するため、これらの建物の建築に当たっては、鉄筋コンクリート造、鉄骨造等による耐震化、不燃堅ろう構造化を促進するとともに、既存文教施設の耐震化を促進する。また、校地等の選定又は造成に当たっては、防災上必要な措置を講じる。

６　文教施設・設備等の点検及び整備

［教育総務班、学校教育班、社会教育班、スポーツ班］

文教施設、設備等を地震・津波災害から防護するため、定期的に安全点検を行い、危険箇所及び要補修箇所の早期発見に努めるとともに、これらの改善を図る。また、防災活動に必要な器具等については、あらかじめ必要な数量を備蓄するとともに、定期的に点検を行い整備する。

７　危険物の災害予防

［学校教育班］

化学薬品その他の危険物を取り扱う学校にあっては、これらの化学薬品等を関係法令に従い適切に取り扱うとともに、災害時においても安全を確保できるよう適切な予防措置を講じる。

８　文化財の災害予防

［社会教育班］

市内には、歴史的に価値の高い文化財が数多く残されており、これらの文化財を保存し、後世に伝えるためには万全の配慮が必要であり、現況を正確に把握し、及び予想される地震・津波災害に対して予防対策を計画し、文化財保護のための施設・設備の整備等の災害対策に努めるとともに、文化財保護思想の普及・徹底及び現地指導の強化を推進するよう努める。

文化財の所有者又は管理者は、良好な状況の下で文化財の維持管理に当たるものとし、国指定のものにあっては、文化庁長官又は法の定めるところにより指定若しくは委託を受けた県教育委員会又は市町村教育委員会、県指定のものにあっては県教育委員会、市指定のものにあっては市教育委員会の指示に従い管理するよう努める。

○　市内指定文化財　（資料編　３－４０）

第２１節　警備対策

［統括班、対策推進班、防災庶務班、八戸警察署］

八戸警察署長は、災害時における市民の生命、身体及び財産の保護並びに公共の安全及び秩序を維持するため、災害警備体制を確立し、災害警備用資機材の整備等を図るものとする。

１　措置内容

八戸警察署長は、災害の発生に備えて、市及び関係機関の協力を得ながら次の措置を行う。

⑴　危険箇所等の把握

災害の発生が予想される危険箇所、危険物貯蔵所、指定緊急避難場所、避難路及び指定避難所の受入可能人数等を把握する。

⑵　災害警備訓練

警察職員に対して、災害警備に関する計画的な教養と災害警備訓練を実施するとともに、必要に応じて防災関係機関及び市民と協力して総合的な訓練を行う。

⑶　災害警備活動体制の確立

災害時を想定し、防災関係機関、自主防犯組織、ボランティア組織等との協力体制を整備し、地域の実情を踏まえた最も効果的な災害警備体制を確立する。

⑷　災害警備用装備資機材等の整備

災害警備に必要な災害警備用装備資機材、交通対策用装備資機材及び通信用資機材等の整備充実に努めるとともに、定期的な点検を実施する。

⑸　災害警備用物資の備蓄

関係機関との連携を緊密にして、警備に当たる警察職員に係る医薬品及び食料品等の必要な物資を計画的に備蓄・管理する。

⑹　自主防犯組織に対する協力

地域安全活動の中核となる自主防犯組織に対して、訓練の実施、資機材の整備等に協力する。

⑺　防災意識の向上

日頃から市民に対して、災害時における避難措置、危険物等の保安、犯罪予防、交通規制及びその他公共の安全と秩序の維持に関する広報活動を実施し、市民の防災意識の向上を図り、地震・津波災害時の混乱を未然に防止する。

第２２節　交通施設対策

［土木第一・二班、水産班］

交通施設の地震・津波による被害は、社会経済活動に大きな影響を及ぼすばかりでなく災害時の応急対策活動の障害となることから、代替路を確保するための道路の整備、施設・機能の代替性の確保、各交通・通信施設間の連携の強化、津波に対する安全性の確保等に努めるものとする。

１　道路・橋梁防災対策

［土木第一・二班］

道路管理者は、震災時において避難路及び緊急輸送ルートの確保を早期にかつ確実に図るため、市道等の交通機能を拡充するとともに、次により道路、橋梁の耐震、耐浪性の強化及び防災施設の整備を図る。

また、避難路、緊急輸送道路など防災上重要な経路を構成する道路について、災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行うとともに、無電柱化の推進に関する法律に基づく、道路事業等に合わせた電柱等の新設抑制及び既設撤去の推進等により、無電柱化の推進を図る。

発災後の道路の障害物除去、応急復旧等に必要な人員、資機材等の確保について、建設業者との協定の締結に努める。

⑴　道路の整備

災害時における道路機能を確保するため、所管道路について、次の調査及び工事を実施する。

ア　道路法面及び盛土崩落危険調査

道路隣接法面の路面への崩落が予想される箇所及び路体の崩落が予想される箇所を把握するため、道路法面及び盛土崩落危険調査を実施する。

イ　道路の防災補修工事

上記アの調査に基づき、道路の防災補修工事が必要な箇所について、その対策工事を実施する。

⑵　橋梁の整備

災害時における橋梁機能を確保するため、所管橋梁について、次の調査及び工事を実施する。

ア　橋梁耐震レベルの把握

構造の改善補強等が必要な箇所を把握するため、各道路橋示方書により確認しておく。

イ　橋梁の耐震補強の工事

上記アの確認に基づき、補強工事が必要とされた橋梁について、架替、補強、橋座の拡幅、落橋防止装置の整備等耐震補強工事を実施する。

ウ　耐震橋梁の建設

新設橋梁は、耐震構造とする。

⑶　横断歩道橋の整備

災害時において横断歩道橋の落下等により交通障害物となることを防止するため、所管横断歩道橋について次の調査及び工事を実施する。

ア　横断歩道橋の点検調査

建設後の維持管理、気象条件等による構造細目の変化を把握するため、本体と階段の取付部を中心として横断歩道橋の点検調査を実施する。

イ　横断歩道橋の工事

上記アの調査に基づき、対策が必要とされた横断歩道橋について、適切な補強工事等を実施する。

⑷　トンネルの整備

災害時におけるトンネルの交通機能の確保のため、所管トンネルについて、次の調査及び工事を実施する。

ア　トンネルの安全点検調査

補強等対策工事の必要箇所を把握するため、トンネルの点検調査を実施する。

イ　トンネルの耐震補強工事

上記アの調査に基づき、補強対策工事が必要な箇所について、補強工事を実施する。

⑸　道路啓開用資機材の整備及び計画の作成

道路管理者は、発災後の道路の障害物除去による道路啓開、応急復旧等に必要な人員、資機材の確保について、民間団体等との協定の締結に努めるものとする。また、道路啓開等を迅速に行うため、協議会の設置等による道路管理者相互の連携の下、あらかじめ道路啓開等の計画を立案するとともに、より実効性の高い計画へと精度を高める。

２　港湾・漁港防災対策

［土木第一・二班、水産班］

港湾管理者、漁港管理者は、次の災害予防措置を講じるよう努める。

⑴　港湾改修

災害時における物資の海上輸送路を確保するため、大型のけい留施設を整備するとともに、泊地の拡張、航路の拡幅及び増深を図る。

⑵　漁港施設

荷さばき時に集中する漁船の交錯及び災害時の被害の解消のため、泊地及びけい船岸を整備する。

⑶　その他船舶の施設

ヨット、モーターボート等レジャースポーツ用船艇については、客船、貨物船、漁船等との交錯を避けるため、拠点地区を設けて収容する。

⑷　機能維持・継続のための対策の検討及び協定の締結

発災後の緊急輸送及び地域産業の速やかな復旧・復興を図るため、関係機関と連携の下、発災時の機能の維持・継続のための対策を検討する。また、その検討に基づき、障害物の除去、航路啓開、応急復旧等に必要な人員、資機材等の確保に関する建設業者等との協定の締結等必要な対策を講じる。

３　関連調整事項

陸上における交通施設について、路線計画、構造等に防災的見地から十分な対策を講じるよう考慮する。

第２３節　電力・ガス・上下水道・電気通信・放送施設対策

［下水道班、水道企業団、ライフライン事業者］

地震・津波災害による電気、ガス、上下水道、電気通信及び放送施設の被害を未然に防止し、又は軽減を図るため、耐震性・耐浪性の確保を図るとともに、系統多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保など、必要な措置を講じるものとする。

１　電力施設

電力供給事業者は、次の災害予防措置を講じるよう努める。

⑴　電力施設の耐震性強化

災害時において電力供給ができるよう、次により施設及び設備の耐震性の強化を図る。

ア　変電設備

(ｱ) 機器及び設備の整備点検

(ｲ) 碍子型機器の耐震構造化

(ｳ) 保護継電装置の耐震性の強化

(ｴ) 土木建築物の安全性の調査、検討及び強化

イ　送配電設備

(ｱ) 地質に応じた基礎の採用

(ｲ) 支持物巡視点検の実施

(ｳ) 不等沈下箇所の調査及び補強の促進

(ｴ) 橋梁並びに建物取付部における管、材料及び構造の耐震化

⑵　電力設備の災害予防措置

次の災害予防措置を講じる。

ア　水力発電設備

過去に発生した災害等を考慮し、必要に応じて防水壁、護岸の整備、排水ポンプの設置機器のかさ上げ等を実施する。

イ　送電設備

架空電線路については、土砂崩れ、洗掘等の起こるおそれのある箇所について擁壁等を設置するとともに、これらの地域への設備設置は極力避ける。また、地中電線路については、ケーブルヘッド位置の適正化等を実施し、大きな地盤移動の発生が予想される地域、軟弱地盤又は液状化の可能性が大きなところはできるだけ避ける。

ウ　変電設備

浸冠水のおそれのある箇所については、床面のかさ上げ、ケーブルダクトの密閉化等の対策を講じる。

エ　配電設備

山崩れ、地すべり、沈下等災害発生危険地域については、基礎の補強等を行うとともに、これらの地域への設備設置は極力避ける。

⑶　防災業務施設及び設備の整備

次の施設及び設備を整備する。

ア　観測、予報施設及び設備

イ　通信連絡施設及び設備

ウ　水防、消防に関する施設及び設備

エ　その他災害復旧用施設及び設備

⑷　災害対策用資機材等の確保及び整備

ア　資機材等の確保

災害に備え、平時から復旧用資機材、工具、消耗品等を確保する。

イ　資機材等の輸送

資機材等の輸送計画を策定しておくとともに、車両、船艇等の輸送力を確保する。

ウ　資機材等の整備・点検

資機材等は、常にその数量を把握しておくとともに、入念な整備・点検を行い、非常事態に備える。

エ　資機材等の仮置場

市は、管理する公共用地等の提供等、電力供給事業者による非常事態下での用地確保に協力するものとする。

⑸　電気工作物の巡視、点検、調査等

電気工作物を常に法令に定める技術基準に適合するよう維持するとともに、事故の未然防止を図るため、定期的な電気工作物の巡視点検（災害発生につながるおそれがあるものは特別の巡視）及び自家用需要家を除く一般需要家の電気工作物等の調査を行い、感電事故を防止するほか、漏電等により出火に至る原因の早期発見とその改修に努める。

⑹　広報活動

ア　公衆感電事故防止ＰＲ

災害による断線、電柱の倒壊、折損等による公衆感電事故を未然に防止するため、住民に対し広報活動を行う。

イ　ＰＲの方法

公衆感電事故防止ＰＲについては、常日頃からテレビ、ラジオ、新聞等の報道媒体を利用するほか、パンフレット、チラシ等を作成・配布し、認識を深める。

ウ　停電関連

病院等重要施設については、災害による長時間停電に起因する二次災害を防止するため、自家発電設備の設置を要請する。

また、停電時にインターネット等を使用できない被災者に対する被害情報等の伝達に係る体制の整備に努める。

２　ガス施設

ガス供給事業者は、次の災害予防措置を講じるよう努める。

⑴　ガス施設の耐震性強化

地震・津波災害時においてガス供給が円滑に行われ、また、ガスによる二次災害を防止するため、次によりガス工作物の耐震性の強化を図る。

ア　製造設備の耐震性を維持強化する。

イ　導管は、溶接鋼管、ポリエチレン管又は可撓性のある機械的接合を用いた鋼管、ダクタイル鋳鉄管に随時移行する。

⑵　ガス施設の災害予防措置

地震・津波災害時におけるガス供給の確保とガスによる二次災害の防止のため、次の対策を講じる。

ア　定期点検

ガス施設の定期点検を行い、技術基準に適合するよう維持する。

イ　緊急操作設備の強化

(ｱ) 製造設備及びガスホルダーには、災害時にガス送出・ＬＰＧ流出の緊急遮断が行えるよう設備を整備する。

(ｲ) 中圧導管には、ガスの遮断・放散を可能とする設備を整備する。

ウ　ＬＰＧ容器の転倒防止措置

ＬＰＧ容器の転倒防止措置を徹底する。

⑶　応急復旧体制の整備

ア　ガス漏えい通報に対する受付体制の整備

イ　消防機関、警察署等との専用通信設備の整備及び協力体制の整備

ウ　応急復旧動員体制の整備

エ　応急復旧用資機材の整備

オ　応急復旧を迅速に行うための低圧導管の地区別ブロック化の推進
カ　保安無線通信の整備・拡充
⑷　広報活動
ア　ガス栓の閉止等、地震・津波災害が発生した場合等にガス器具に関してとるべき措置の周知
イ　ガス漏れ等の異常に気づいた場合の措置の周知

３　上水道施設

［水道企業団］
水道事業者は、次の災害予防措置を講じるよう努める。
⑴　上水道施設の耐震性強化等
八戸圏域水道企業団は、災害時における断水を最小限にとどめるため、次により水道施設の耐震性の強化を図る。
ア　水道施設の耐震設計
水道施設の設計は、耐震設計とする。
イ　貯水、取水及び導水施設
貯水及び取水施設の耐震性の強化を図り、管路は、耐震性継手、伸縮継手、緊急遮断弁等耐震性を考慮した構造、材質とする。
水源については、取水口上流等周辺の状況を把握し、地震時の原水水質の安全が保持できるかを確認するとともに複数水源間の連絡管の布設、地下水等により予備水源を確保する。
ウ　浄水施設及び送、配水施設
(ｱ) ポンプ周りの配管、構造物との取付け管、薬品注入関係の配管設備等について耐震化を図るとともに、塩素中和装置等を設置し、二次災害を防止する。
(ｲ) 送配水幹線については、耐震性継手、伸縮可撓管、緊急遮断弁等耐震性の高い構造、工法を採用するほか、異なる送・配水系統間の相互連絡及び連絡管の整備を行う。配水管路は、管路の多系統化、ループ化、ブロックシステム化及び共同溝の整備等を行う。
エ　付属施設等
施設の機能を十分に発揮させるために必要不可欠な情報伝達設備、遠隔監視制御設備、自家発電設備等の付属施設等についても耐震化を図る。
オ　既存施設
既存の上水道施設については耐震性診断を行う。既設管については漏水防止作業を実施し、破損及び老朽化を発見した場合は敷設替え等の改良を行う。
カ　浄水場、配水池等の構造物、主要な管路等の基幹施設及び指定避難所、医療機関等に配水する管路については優先的に耐震化を図るなど、あらかじめ定めた耐震性の強化の目標に基づき順次計画的に耐震化を図る。
⑵　施設の防災対策の強化
施設の新設、拡張、改良等に際し、施設の防災対策を強化する。
⑶　防災用施設、資機材の充実強化
水道施設の被害等による応急給水活動に備え、連絡管の整備、緊急時給水拠点となる浄水場、耐震性貯水槽等の施設及び応急給水のための給水車、給水タンク、簡易水栓、ポリタンク、消毒剤、浄水機、可搬式ポンプ、可搬式発電機、運搬車両等の資機材の充実強化を図る。
また、仮配管等の設置に備え、配管、バルブ等の水道資材の備蓄並びに民間資材の備蓄量及び備蓄場所の把握をしておく。
⑷　非常時における協力体制の確立
被災時には、独自に対処することが困難な場合も想定されるので、他市町村、県、工事

施工者等及び関係機関との連絡協力体制を確立しておく。

４　下水道施設

［下水道班］

下水道事業者は、次の災害予防措置を講じるよう努める。

⑴　下水道施設の耐震性強化

下水道事業者は、災害時における住民の衛生的な生活環境を確保するため、次により下水道施設の耐震性の強化を図る。

ア　管渠

地盤の軟弱な地区等に敷設されている下水道管渠に重点を置き、補強する。

新たに下水道管渠を敷設する場合は、基礎、地盤条件等総合的な見地から検討・計画し、地盤の悪い箇所に敷設する場合は、適切な管渠基礎工、マンホール及び管渠の接合部に可撓性伸縮継手を使用する等の工法で実施する。

イ　ポンプ場、終末処理場

ポンプ場、終末処理場及び下水道管渠の連絡箇所は、地震動により破損しやすいため、老朽化した施設について補強するとともに、今後の設計に当たっては、耐震性を考慮し、バランスのとれた構造計画又は基礎地盤の総合的な検討を行う。

⑵　施設、設備の充実強化

下水道施設・ポンプ施設の設置に当たっては、外部からの浸水及び敷地内の排水に十分対策を講じるとともに、被災時に備えて予備機器の整備、受電設備の多回線化、非常用自家発電装置等の設置に努める。

⑶　防災体制の確立

下水道施設の機能維持を図るため、点検計画を定め、これに基づいて施設及び機器の保守点検に努めるとともに、応急復旧用資材、車両等の確保体制を確立しておく。また、災害時に対応できるよう日常の訓練に努める。

⑷　非常時における協力体制の確立

民間事業者等との協定締結等により、発災後における下水道施設の維持又は修繕に努める。

５　電気通信設備

電気通信事業者は、次の災害予防措置を講じるよう努める。

⑴　電気通信設備等の耐震性強化等

災害時においても通信の確保ができるよう、次により施設・設備の耐震性強化等を図る。

ア　耐震対策

(ｱ) 局舎及び鉄塔の耐震化

(ｲ) 局内設備の固定、補強等

イ　津波対策

(ｱ) 局舎内への浸水防護措置

(ｲ) 防水扉及び防潮板の設置

(ｳ) 下水管、局内マンホール及び洞道からの浸水防止

⑵　長期防災対策の推進

平素から設備自体を物理的に強固にし、災害に強い信頼性の高い通信設備を構築するため、次の防災設計を実施する。

ア　津波等のおそれがある地域の電気通信設備等について、耐水構造化を行う。

イ　地震又は火災に備えて、主要な電気通信設備等について、耐震及び耐火構造化を行う。

ウ　通信の仕組みや代替通信手段の提供等について利用者への周知に努めるとともに、通

信障害が発生した場合の被災者に対する情報提供体制の整備を図る。

⑶　通信網の整備

電気通信システムの一部の被災が他に重大な影響を及ぼさないよう信頼性の確保を図る。

ア　主要な伝送路を多ルート構成、若しくはループ構成とする。

イ　主要な中継交換機を分散設置する。

ウ　大都市において、洞道（共同溝を含む。）網を構築する。

エ　通信ケーブルの地中化を推進する。

オ　主要な電気通信設備等について、必要な予備電源を設置する。

カ　重要加入者については、当該加入者との協議により加入者系伝送路の信頼性を確保するため、２ルート化を推進する。

⑷　防災資機材の整備

災害応急対策及び災害復旧を実施するために必要な防災資機材の整備を図るとともに、緊急に必要と認められる資材及び物資については、事前に保管場所を指定し、備蓄する。

⑸　大規模災害時の通信確保対策

ア　災害時に備え、重要通信に関するデータベースを整備する。

イ　常時、そ通状況を管理し、通信リソースを効率的に運用する。

ウ　災害時における通信量の増加を抑制するため、災害時の不要不急な通信は控えるよう、利用者に対して周知するよう努める。

エ　災害時には、設備の状況を監視しつつ、トラフィックコントロールを行い、重要通信を確保する。

６　放送施設

放送事業者は、次の災害予防措置を講じるよう努める。

⑴　放送施設の機能確保

放送機関は、災害時における住民への情報伝達ができるよう、次によりその機能を確保する。

ア　送信所、スタジオの建物及び構築物の耐震性の強化

イ　放送設備、特に放送主系統、受配電設備、非常用発電設備等の耐震化

ウ　放送設備等重要な設備の代替又は予備の設備の設置

エ　火災による二次災害防止のための消防用設備等の整備

オ　建物、構築物、放送施設等の耐震性等についての定期的な自主点検

⑵　放送施設の防災対策及び二重化

災害による被害の防止及び災害時における放送機能の維持を図るため、アンテナ等の設置については、機械的に堅固な資材を使用するとともに、電気的性能を監視する施設の整備を推進する。

また、放送機器は、現用機及び予備機の２台方式を採用し、電波確保に万全を期する。

⑶　非常緊急放送体制の整備

緊急時に備え、送信系統の変更等を含め、非常緊急放送体制を整備しておく。

⑷　防災資機材の整備

災害応急、復旧対策に必要な資機材の整備・備蓄を図る。

第２４節　危険物施設等対策

［八戸消防本部］

地震・津波災害による危険物施設、高圧ガス施設、火薬類施設、毒物・劇物施設及び放射性同位元素使用施設での地震・津波災害による被害を軽減するため、これらの施設における規制、保安指導、保安教育等の実施、自主保安体制の確立等を図るものとする。

なお、石油コンビナート等災害防止法（昭和 50 年法律第 84 号）に基づく石油コンビナート等特別防災区域に係る防災に関しては、青森県石油コンビナート等防災計画に定めるところによる。

１　現　況

地域内の危険物施設等の状況を把握し、関係機関で共有する。

２　危険物施設

⑴　規制

消防法等の耐震基準に基づき危険物施設の所有者等に対して次の規制を行う。

ア　危険物施設の位置、構造及び設備

イ　危険物保安監督者、危険物保安統括管理者及び危険物施設保安員の選任

ウ　予防規程の作成

エ　その他法令で定められた事項

⑵　保安指導

既存施設における耐震性について、立入検査等により危険物施設の所有者等に対して次の保安指導を行う。

ア　危険物施設の位置、構造及び設備の維持管理

イ　危険物の貯蔵、取扱い、運搬、積載等の方法

ウ　危険物施設の所有者、管理者、占有者、危険物保安監督者等が非常時にとるべき措置

エ　災害による危険物施設等への影響に対する安全措置

⑶　保安教育等

事業所の所有者、管理者、占有者、危険物保安監督者等は、危険物取扱者等に対し保安管理の向上を図るため、消防機関等と連携し、講習会、研修会等の保安教育を実施する。

⑷　自主保安体制の整備

事業所は、地震時における火災、爆発、漏洩等の災害の発生を防止するため、法令で定める技術基準を遵守するとともに、次の事項に配慮し、自主保安体制を確立する。

ア　防災組織の確立（人員配置・業務分担）

イ　保安検査及び定期点検

ウ　防災設備の維持管理、整備及び点検

エ　緊急時の関係機関に対する通報及び防災活動

オ　防災訓練の実施

⑸　事業所の協力体制の確立

危険物を取り扱っている事業所が一定地域に集中している地域にあっては、相互援助等自主的な防災活動を行うため、各事業所は相互に連携し総合的な防災体制を確立する。

３　高圧ガス施設

⑴　規制

県は、高圧ガス保安法（昭和 26 年法律第 204 号）及び液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和 42 年法律第 149 号）に基づき、高圧ガス施設の所有者等に対して次の規制を行う。

ア　高圧ガス施設の位置、構造及び設備

イ　高圧ガス製造保安統括者、高圧ガス製造技術管理者、高圧ガス製造保安係員、高圧ガス製造保安主任者、高圧ガス製造保安企画推進員、高圧ガス製造保安責任者、高圧ガス販売主任者、特定高圧ガス取扱主任者、液化石油ガス業務主任者等の選任
ウ　危害予防規程の作成
エ　その他法令で定められた事項

⑵　保安指導
県及び高圧ガス関係団体は、既存施設における耐震性について、保安検査等により高圧ガス施設の所有者等に対して次の保安指導を行う。
ア　高圧ガス施設の位置、構造及び設備の維持管理
イ　高圧ガスの製造、販売、貯蔵、移動、その他の取扱い及び消費並びに容器の検査及び取扱い
ウ　高圧ガス施設の管理者、高圧ガス製造保安統括者等が非常時にとるべき措置
エ　災害による高圧ガス施設等への影響に対する安全措置

⑶　保安教育等
ア　事業所は、法令の定めるところにより、保安教育計画を定め、従業員に対して保安教育を実施する。
イ　県及び高圧ガス関係団体は、各種の保安講習等を実施する。
ウ　県及び高圧ガス関係団体は、国が設定した保安活動促進週間を通じ、関係者の防災意識の高揚を図る。

⑷　自主保安体制の確立
事業所は、地震時における火災、爆発等の災害の発生を防止するため、法令で定める技術基準を遵守するとともに、次の事項に配慮し、自主保安体制を確立する。
ア　防災組織の確立（人員配置・業務分担）
イ　定期自主検査
ウ　防災設備の維持管理、整備及び点検
エ　緊急時の関係機関に対する通報及び防災活動
オ　防災訓練の実施

４　火薬類施設

⑴　規制
県は、火薬類取締法（昭和 25 年法律第 149 号）の周知徹底を図り、火薬類施設の所有者等に対して次の規制を行う。
ア　火薬類施設の位置、構造及び設備
イ　火薬類製造保安責任者、火薬類製造副保安責任者、火薬類取扱保安責任者、火薬類取扱副保安責任者の選任
ウ　危害予防規程の作成
エ　その他法令で定められた事項

⑵　保安指導
県は、保安検査等により火薬類施設の所有者等に対して次の保安指導を行う。
ア　火薬類施設の位置、構造及び設備の維持管理
イ　火薬類の販売、貯蔵、運搬、消費、その他の取扱いの方法
ウ　火薬類施設の管理者、火薬類製造保安責任者等が非常時にとるべき措置
エ　災害による火薬類施設等への影響に対する安全措置

⑶　保安教育等
ア　事業所は、法令の定めるところにより、保安教育計画を定め、従業員に対して保安教育を実施する。
イ　県は、研修会等を開催するとともに、国が設定した危険予防週間を通じ、関係者の防災意識の向上を図る。

⑷　自主保安体制の確立

事業所は、地震時における火災、爆発等の災害の発生を防止するため、法令で定める技術基準を遵守するとともに、次の事項に配慮し、自主保安体制を確立する。

ア　防災組織の確立（人員配置・業務分担）
イ　定期自主検査
ウ　防災設備の維持管理、整備及び点検
エ　緊急時の関係機関に対する通報及び防災活動
オ　防災訓練の実施

５　毒物・劇物施設

⑴　規制及び保安指導

県及び市は、毒物及び劇物取締法（昭和 25 年法律第 303 号）に基づき、毒物及び劇物の営業者等に対して次の規制及び保安指導を行う。

	県	市
対象者	毒物及び劇物の製造業及び輸入業者	毒物及び劇物の販売業者
規制	ア　毒物及び劇物の製造業及び輸入業の登録 イ　毒物劇物取扱責任者の設置届出の受理 ウ　毒物及び劇物の飛散、流出等の防止措置の確認 エ　その他法令で定められた事項	ア　毒物及び劇物の販売業の登録 イ　毒物劇物取扱責任者の設置届出の受理 ウ　毒物及び劇物の飛散、流出等の防止措置の確認 エ　その他法令で定められた事項
保安指導	ア　毒物及び劇物の運搬、貯蔵その他の取扱いの方法 イ　毒物及び劇物の営業者、毒物劇物取扱責任者等が非常時にとるべき措置 ウ　災害による毒物及び劇物営業所等への影響に対する安全措置	

⑵　保安教育

営業者等は、保安管理体制の向上を図るため、従業員に対して保安教育を実施する。

⑶　自主保安体制の確立

営業者等は、二次災害等の発生を防止するため、法令で定める技術基準を遵守するとともに、次の事項に配慮し、自主保安体制を確立する。

ア　防災組織の確立（人員配置・業務分担）
イ　防災設備の維持管理、整備及び点検
ウ　緊急時の関係機関に対する通報及び防災活動
エ　防災訓練の実施

６　放射性同位元素使用施設

放射性同位元素使用施設の管理者は、法令で定める技術基準を遵守する。県及び放射性同位元素使用施設の管理者とともに、地震・津波災害時における放射性物質による事故を未然に防止するため、施設の防災対策、防災業務従事者に対する教育及び訓練、防護資機材の整備等災害予防措置を行う。

７　ガス施設災害予防計画

ア　ガス施設、設備防護対策

(ｱ) 製造設備の対策

a　ガス発生設備及びガスホルダーは、計画的に点検設備を実施し、機能の維持管理に努める。

b　ガスホルダーの出口には、しゃ断装置を設置し、緊急の場合はガスの供給をしゃ断する。

(ｲ) 供給設備の対策

a　導管網が広域にわたって形成されていることから、災害時には、被災地域に対しては二次災害を防止するためガスの供給を停止するが、一方、その他の地域に対してはガスの供給を維持する必要がある。そのため、各分割区域ごとにガス供給の維持又は停止可能な対策を講じる。

b　導管材料は耐震性等に優れたものを採用する。

(ｳ) 需要家設備の対策

a　ガスメーターの入口側に元栓を設置するとともに、需要家に対して地震時等には、元栓の閉止を励行するよう平時から周知させる。

b　マイコンメーターの普及を図る。

c　定期的に設備の点検を実施し、安全管理の周知徹底に努める。

イ　防災体制の確立

災害時において迅速かつ的確な防災活動を行うため、「八戸ガス㈱災害対策要綱」及び「ガス漏えい及び導管事故等処理要領」を定め、職員の非常連絡系統、動員配備体制及び任務分担を明確にするなど、防災体制の確立を図る。

ウ　地下埋設工事等に伴う災害防止対策

上・下水道、地下ケーブル敷設等の他工事並びにそれらの災害復旧工事に伴うガス供給施設の損傷等の事故を防止するため、「他工事協議、巡回立会要領」を定め、試掘調査、防護工事、埋戻し工事、その他協議事項について、相互に立会確認を行うなどガス供給施設の保安の万全を期する。

第２５節　複合災害対策

［統括班、対策推進班］

地震・津波、風水害、火山災害等の複合災害（同時又は連続して２種類以上の災害が発生し、災害応急対策が困難となる事象をいう。）の発生の可能性を認識し、備えを充実させるものとする。

１　実施責任者

県、市町村、防災関係機関等は、連携して災害対策を行う。

２　実施内容

⑴　県、市及び防災関係機関等は、災害応急対策に当たる要員、資機材等の投入判断について、あらかじめ複合災害を想定しておくとともに、外部からの支援を早期に要請するようマニュアル等の整備に努める。

⑵　様々な複合災害を想定した図上訓練の実施結果を踏まえてマニュアル等を見直すこととする。

第２６節　八戸市水防センター

［土木第一・二班、八戸消防本部、統括班、対策推進班］

「三陸はるか沖地震」及び「東日本大震災」の経験に鑑み、地震・津波等の大規模災害時における防災対策の現地活動拠点とするとともに、市民、自主防災組織、災害ボランティア等による防災コミュニティ活動の推進の場として、八戸市水防センターを積極的に活用する。

１　職員の配置

当施設の管理は、災害時の迅速な対応等を考慮して八戸消防本部が行い、市民等に対する研修会などを通じ防災意識の普及を図るため、館長その他の職員を置く。

２　施設の目的

施設の目的は、次のとおりとする。

⑴　洪水時における水防活動の拠点（水防団の待機、休憩場所）

⑵　防災用資機材の保管場所（水防用資機材の保管場所）

⑶　防災コミュニティ活動の推進の場

研修等を通じ、市民及び各種団体への防災意識の普及及び防災コミュニティ活動の推進を図る。

⑷　コミュニティセンターとしての活用

平時は、コミュニティセンターとして活用する。

３　設置場所

名　称	所在地	連絡先
新井田川水防センター	田向五丁目 3-6（新井田川河川防災ステーション内）	TEL　0178-24-9391 FAX　0178-24-9392
馬淵川水防センター	尻内町字上川原 54-1(馬淵川河川防災ステーション内)	TEL/FAX 共通 0178-51-8199

４　利用方法等

利用方法は、次のとおりとする。なお、災害時は使用不可とする。

⑴　新井田川水防センターの利用方法

ア　利用時間　　午前 9 時 30 分から午後 10 時まで

イ　休館日　　毎週月曜日

12 月 29 日から翌年 1 月 3 日まで

ウ　使用受付　　使用期間の 2 か月前から 7 日前まで（電話予約可）

エ　使用箇所　　研修室（100 名程度の会議が可能）

オ　使用料　　4 時間まで 1,880 円（国、地方公共団体又は防災関係団体が防災関係事務の打合せ等に使用するとき等には減免措置が受けられる。）

⑵　馬淵川水防センターの利用方法

利用方法は次のとおりとする。なお、災害時は使用不可とする。

ア　利用時間　　午前 9 時 30 分から午後 10 時まで

イ　休館日　　毎週月曜日

12 月 29 日から翌年 1 月 3 日まで

ウ　使用受付　　使用期間の 2 か月前から 7 日前まで（電話予約可）

エ　使用箇所　　研修室（50 名程度の会議が可能）

オ　使用料　　4 時間まで 930 円（国、地方公共団体又は防災関係団体が防災関係事務の打合せ等に使用するとき等には減免措置が受けられる。）

５　関連施設

⑴　新井田川河川防災ステーションヘリポート

ア　使用許可権者　青森県三八地域県民局地域整備部　用地課（財産）
八戸市大字尻内町字鴨田 7
TEL　0178-27-5187　　FAX　0178-27-4715

イ　利用可能な業務

(ｱ) 水防活動、災害救助、災害復旧、救急患者の搬送等の業務
(ｲ) 防災に関する演習
(ｳ) 緊急を要する公務
(ｴ) 報道関係の緊急的な業務
(ｵ) 前各号に掲げるもののほか、社会経済上やむを得ないと認められるもの、又は、公衆による河川の利用に寄与するもの。

ウ　緊急時の手続

災害発生時等緊急時の離着陸において、許可手続を行う時間的余裕が無い場合、文書による事後報告とする。

報告先・・・三八地域県民局地域整備部　用地課（財産）
八戸市大字尻内町字鴨田 7
TEL 0178-27-5187　FAX 0178-27-4715

⑵　馬淵川河川防災ステーションヘリポート

ア　使用許可権者　国土交通省東北地方整備局青森河川国道事務所 八戸出張所 事務係
八戸市長苗代二丁目 5-8
TEL 0178-28-2626　FAX 0178-28-2007

イ　利用可能な業務

(ｱ) 水防活動、災害救助、災害復旧等の業務
(ｲ) 防災に関する演習
(ｳ) 緊急を要する公務
(ｴ) 報道関係の緊急的な業務
(ｵ) 前各号に掲げるもののほか、社会経済上やむを得ないと認められるもの、又は、公衆による河川の利用に寄与するもの。

ウ　緊急時の手続

災害発生時等緊急時の離着陸において、許可手続を行う時間的余裕が無い場合、文書による事後報告とする。

報告先・・・国土交通省東北地方整備局青森河川国道事務所八戸出張所　事務係
八戸市長苗代二丁目 5-8
TEL　0178-28-2626　FAX　0178-28-2007

八戸市馬淵川水防センター

（案内図）

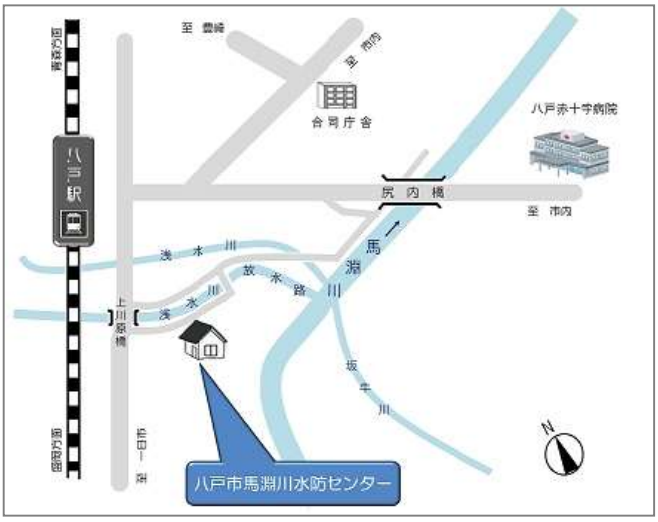

（平面図）

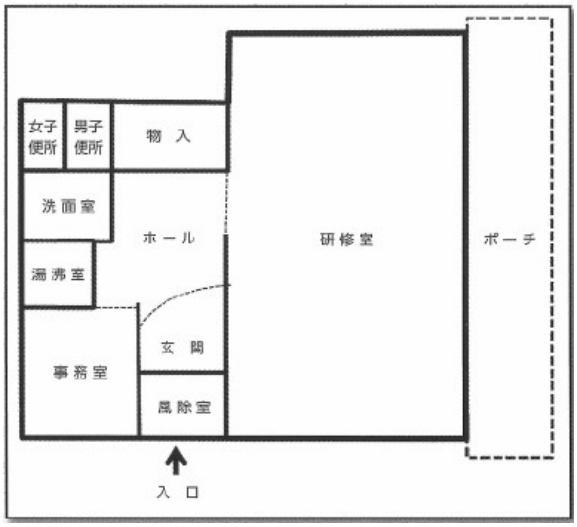

八戸市新田川水防センター

（案内図）

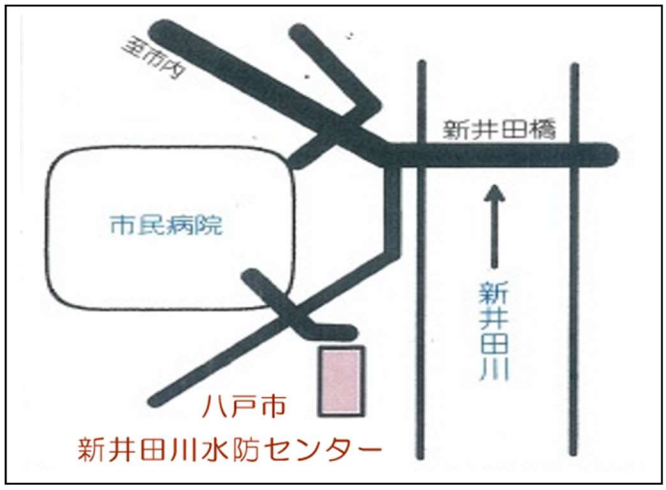

（平面図）

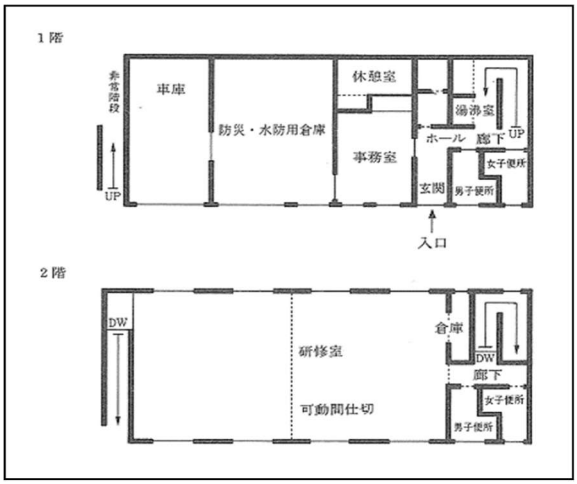

第２７節　地域防災拠点施設

［統括班、対策推進班、八戸消防本部、長根屋内スケート場］

日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域の指定及び平成 25 年度青森県地震・津波被害想定調査結果を踏まえ、既存施設を活用して地震・津波等による大規模災害時における即応力を強化するほか、令和元年度に整備した八戸市長根屋内スケート場を地域防災拠点施設として活用し、避難対策、災害応急復旧活動対策及び被災者支援等の強化を図る。

１　八戸消防防災センター（八戸市田向五丁目 1-1）

⑴　総合監理施設

第２章第３節「八戸市災害対策本部」により災害発生時に市庁舎に設置される災害対策本部の補助・代替機関として本部の活動を支援するとともに、大規模かつ広域的な災害が発生した場合における現地対策本部として活用する。

⑵　備蓄施設

食料、飲料水、生活必需品等の備蓄倉庫のほか、第４章第９節「食料供給」による流通在庫備蓄、他地域等からの支援物資等の一時保管及び配布の拠点として活用する。

⑶　防災教育施設

第３章第５節「自主防災組織等の確立」による地域の自主防災組織等が防災意識の高揚を図る施設として並びに防災に関する知識及び技術を習得する施設として利用するとともに、第３章第 20 節「文教対策」による児童生徒等の防災教育の場として活用する。

２　八戸市長根屋内スケート場（八戸市大字売市字輿遊下 3（長根公園内））

⑴　避難者収容施設の確保

地震・津波災害等の大規模災害が発生した場合、馬淵川と新井田川に挟まれた市中央部に多数の避難者（帰宅困難者等）が発生することから、一時的な避難者受入施設として各諸室及びアリーナ部分を活用する。

⑵　防災関係機関の活動拠点の確保

地震・津波災害等の大規模災害が発生した場合、消防、警察及び自衛隊並びに電気、ガス、通信施設等を管理する防災関係機関の応援部隊並びに災害復旧部隊が派遣されることから、各諸室及び屋外駐車場を災害応急復旧活動拠点として活用する。

⑶　救援物資集積場所の確保

地震・津波災害等の大規模災害が発生した場合、市内外から流通物資及び支援物資が大量に送られてくることが想定されることから、アリーナ部分を支援物資の保管、荷捌き及び仕分け作業のスペースとして活用する。

なお、八戸市長根屋内スケート場は、県の一次物資拠点（災害時に県が設置する広域物資輸送拠点）となっている。

⑷　備蓄倉庫の確保

地震・津波災害等の大規模災害が発生した場合、多数の避難者が発生することから、防災資機材、食料等を備蓄する保管スペースを確保する。

第２８節　公共交通の維持・確保対策

［公共交通班、運輸班、防災関係機関］

地震・津波災害発生時における市民の混乱を未然に防止するため、公共交通関係機関相互の連携・協力体制を確立し、災害に強い公共交通システムの構築を図る。

１　災害時公共交通行動指針の策定と進行管理

地震・津波被害により道路施設や鉄道施設が損傷し、公共交通が長期的に運休する場合に備え、市、交通事業者、道路管理者、交通管理者等の関係者は、行動指針に基づき利用者に情報を的確に提供する情報伝達の方法及び体制のほか、自家用車の利用ができない交通弱者の移動手段の確保策を講じることにより、被害の拡大の防止に努める。

また、行動指針の実効性を確保するため、各関係機関は実施体制を整備し、市は行動指針の情報の更新等を行う。

○　八戸市災害時公共交通行動指針（参考資料）

２　情報伝達・収集・発信体制

市及び関係機関は、災害発生時における安全な公共交通の運行の確保及び利用者の混乱防止を図るため、情報伝達、収集及び発信体制の確立に努める。

⑴　関係機関は、情報伝達、収集及び発信を行うことが可能な通信連絡手段の確保に努める。

⑵　市は、関係機関との連絡体制を確立するとともに、訓練等の実施に努める。

⑶　市は、利用者が運行情報を入手するための情報発信拠点の整備に努める。

３　運行維持体制

⑴　安全確保

ア　交通事業者は、乗客及び乗務員の安全を確保するための対応マニュアル作成に努める。

イ　関係機関は、災害時に迅速に対応するため、訓練等の実施に努める。

⑵　運行サービス提供

交通事業者等は、災害発生時を想定し、維持・確保すべき運行サービスの水準及びその確保策について定めておくものとする。

⑶　運行資源の確保

交通事業者等は、運行を継続するための運行資源（運行管理施設、車両、燃料、乗務員等）の確保策を事前に定めておくものとする。

４　連携体制

⑴　市は、公共交通の運行面及び情報面での連携の実効性を高めるため、毎年度訓練を実施するなど平時から関係機関の連携・協力体制を確立するよう努める。

⑵　関係機関は、それぞれの役割分担を明確にしておくよう努める。